正本整理番号
令和８年(行ウ)第　号

令和８年１月２２日判決言渡　同日原本領収　裁判所書記官

[redacted]更正処分等取消等請求事件

口頭弁論終結日　令和７年１０月２３日

判　　決

[redacted]

原　　告

同訴訟代理人弁護士　森　田　辰　彦

宮　木　香　子

東京都千代田区霞が関１丁目１番１号

被　　告　国

同代表者法務大臣　平　口　　洋

処分行政庁　昭和税務署長　小川洋明

同指定代理人　別紙指定代理人目録のとおり

主　　文

１　原告の請求をいずれも棄却する。

２　訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第１　請求

１　主位的請求

昭和税務署長が令和５年３月１４日付けでした、原告の平成２９年分、平成３０年分、令和元年分、令和２年分及び令和３年分の所得税及び復興特別所得税の各更正処分並びに各過少申告加算税賦課決定処分がいずれも不存在であることを確認する。

２　予備的請求（その１）

昭和税務署長が令和５年３月１４日付けでした、原告の平成２９年分、平成３０年分、令和元年分、令和２年分及び令和３年分の所得税及び復興特別所得税の各更

正処分並びに各過少申告加算税賦課決定処分がいずれも無効であることを確認する。

3　予備的請求（その2）

(1) 昭和税務署長が令和5年3月14日付けでした、原告の平成29年分の所得税及び復興特別所得税の更正処分のうち総所得金額7557万5033円及び納付すべき税額マイナス53万2349円を超える部分並びに過少申告加算税賦課決定処分をいずれも取り消す。

(2) 昭和税務署長が令和5年3月14日付けでした、原告の平成30年分の所得税及び復興特別所得税の更正処分のうち総所得金額7580万円、上場株式等の譲渡所得の金額18万8683円及び納付すべき税額マイナス73万5127円を超える部分並びに過少申告加算税賦課決定処分をいずれも取り消す。

(3) 昭和税務署長が令和5年3月14日付けでした、原告の令和元年分の所得税及び復興特別所得税の更正処分のうち総所得金額8187万8032円及び納付すべき税額466万2600円を超える部分並びに過少申告加算税賦課決定処分をいずれも取り消す。

(4) 昭和税務署長が令和5年3月14日付けでした、原告の令和2年分の所得税及び復興特別所得税の更正処分のうち総所得金額7455万3474円及び納付すべき税額マイナス56万5846円を超える部分並びに過少申告加算税賦課決定処分をいずれも取り消す。

(5) 昭和税務署長が令和5年3月14日付けでした、原告の令和3年分の所得税及び復興特別所得税の更正処分のうち総所得金額7458万5813円及び納付すべき税額マイナス22万6166円を超える部分並びに過少申告加算税賦課決定処分をいずれも取り消す。

第2　事案の概要（以下において用いる略語は、特に記載するもののほか、別紙略語一覧のとおり。）

本件は、原告が、競馬の勝馬投票券（**馬券**）の払戻金によって得た所得（**本件競馬所得**）を申告していなかったところ、昭和税務署長（処分行政庁）から、本件競

馬所得は一時所得に該当するなどとして、平成２９年分ないし令和３年分（**本件各年分**）の所得税及び復興特別所得税（**所得税等**）に係る**本件各更正処分**を受けるとともに、過少申告加算税に係る**本件各賦課決定処分**を受けたことから、**本件調査**の手続及び処分通知に係る送達手続に違法があること、本件競馬所得は一時所得ではなく雑所得に該当すること等を主張して、被告を相手として、主位的に**本件各処分**の不存在確認を、予備的に本件各処分の無効確認を、更に予備的に本件各処分のうち申告額を上回る部分の取消しを求める事案である。

１　関係法令の定め

別紙関係法令の定めのとおり。

２　前提事実（当事者間に争いのない事実及び掲記の証拠（枝番のあるものは、全ての枝番を含む。以下同じ。）等により容易に認められる事実）

(1) 原告の馬券の購入及び払戻しの状況

ア　原告は、ＪＲＡに対してインターネット接続端末により馬券の購入を申し込むことができる「即ＰＡＴ」に加入した上、平成２９年から令和３年までの間、ネット指定口座（決済口座）として**本件ネット指定口座**を利用して、馬券を購入していた。

イ　原告は、前記アの期間に、別表１－１ないし１－５の「②出金額」欄のとおり、本件ネット指定口座から**ＪＲＡ口座**に振替入金して、馬券を購入し、「①入金額」欄のとおり、ＪＲＡ口座から本件ネット指定口座に振替入金されて、馬券の払戻金等を取得した。なお、この入金額には、馬券の払戻金のほか、開催中止、出走取消し又は競走除外により無効となった馬券購入金額の返還金等が含まれている。

(2) 本件各年分の確定申告

原告は、昭和税務署長に対し、別表２－１及び２－２の「確定申告」欄のとおり、本件各年分の所得税等の確定申告書をいずれも法定申告期限までに提出した。

なお、これらの確定申告書において、本件各年分の本件競馬所得は記載されていなかった。

(3) 本件調査の主な経緯

ア　昭和税務署は、令和４年１０月２０日から令和５年３月１３日頃まで、原告に対する税務調査（本件調査）を行った。

なお、原告は、本件調査当時を含めて、**本件マンション**に居住しており、その住民票上の住所も本件マンションである。（乙１５、弁論の全趣旨）

イ　本件調査において、原告の関与税理士として、当初は[redacted]**税理士**が、令和５年２月１６日以降は[redacted]**税理士**が対応し、原告は令和４年１０月２０日及び令和５年２月１６日に上記の各税理士同席の下で**本件調査担当者**による面接を受けた。

ウ　本件調査担当者は、令和５年３月８日及び同月９日、[redacted]税理士に対し、**通則法**７４条の１１第２項に基づく本件調査に係る調査結果の内容の説明（**本件調査結果説明**）を行いたい旨を伝えたところ、[redacted]税理士から、税理士が説明を受けるには本人の同意が必要であるが、原告の同意がないから、本件調査結果説明を受けることはできない旨の回答がされた。

エ　本件調査担当者は、令和５年３月１０日、原告が代表取締役を務める**本件会社**の電話や原告の携帯電話に連絡をしたほか、原告の住所である本件マンションへ臨場し、インターフォンで呼び出したものの、いずれも応答はなかった。（乙２・１９、２０頁、乙１５、弁論の全趣旨）

オ　本件調査担当者は、令和５年３月１３日、[redacted]税理士から原告の診断書の写しの送付を受けたところ、同診断書には、「現時点では　労作、心身的負担のかかる行為は減らしていただき自宅安静を強く　御勧め致します。」との記載がある。（乙１の２）

カ　本件調査担当者は、原告に対する本件調査結果説明を行わないまま、本件調査を終了した。

(4) 本件各処分

ア　昭和税務署長は、令和５年３月１４日付けで、原告に対し、本件各年分の所得税等について、本件競馬所得が一時所得に該当することなどを理由に、別表２－

１及び２－２の「更正処分等」欄のとおり、本件各処分をした。（甲１）

イ　本件調査担当者は、本件各年分の所得税等の更正及び加算税の賦課決定の通知書（**本件各通知書**）に係る送達記録書（通則法施行規則１条２項）を作成したところ、同送達記録書には、不在のため令和５年３月１４日午後２時２０分に本件マンションの郵便受箱に本件各通知書を差置送達した旨の記載がある。（乙１６）

なお、本件マンションはオートロック式であり、本件マンションの集合ポストの[redacted]号室の郵便受箱には、「[redacted]」と表示されていた。

(5) 本件訴えの提起等

ア　原告は、令和５年６月１２日、国税不服審判所長に対し、本件各処分の取消しを求めて審査請求をした。（甲２）

イ　国税不服審判所長は、令和６年５月２２日付けで、原告に対し、前記アの審査請求をいずれも棄却する旨の裁決をした。（甲２）

ウ　原告は、令和６年１１月２１日、本件訴えを提起した。（顕著な事実）

３　本件各処分に係る課税の根拠及び計算

被告が主張する本件各処分に係る課税の根拠及び計算は、別紙「本件各処分の根拠及び適法性（被告の主張）」のとおりであり、原告は、後記４の争点に係る部分を除き、これを争うことを明らかにしない。

４　争点及び当事者の主張

(1) 本件各通知書の送達に係る瑕疵の有無

（被告の主張）

本件調査担当者は、郵便受箱の表示及び原告の住民票の写しにより、原告の住所が本件マンションであることを確認の上、インターフォンで呼び出したが応答はなく、不在であったため、郵便受箱に本件各通知書を差置送達したものである。

本件マンションはオートロック式であるため、部外者は共用部分のエントランス内に立ち入ることすらできず、外部から居室内の状況を推知することは極めて困難であり、居住者所在の確認手段としてはインターフォンで呼び出すほかなく、２分

経過までにその呼出しに応答がなければ留守と判断するのが常識的であるから、本件調査担当者がこれをもって原告が「送達すべき場所にいない場合」（通則法１２条５項２号）に該当すると認定判断したことは、社会通念上相当の手段を尽くした上での合理的なものといえる。

したがって、本件各通知書は原告の住所である本件マンションに適法に差置送達されたものであるから、本件各処分につき、不存在又は無効であるとも、取り消すべき違法があるともいえない。

（原告の主張）

ア　通則法２８条１項は、更正は税務署長が更正通知書又は決定通知書を送達して行うと規定している。そして、通則法１２条は、１項において郵便による送達を、４項において交付送達を規定していることからすれば、郵便による送達が原則であり、交付送達は郵便による送達により難い場合、又は、郵便による送達が功を奏しない場合に初めて採られるべき方法と解すべきである。

イ　また、差置送達は現実の交付送達の例外的措置として位置付けられていること（通則法１２条５項）からすれば、差置送達は現実の交付送達が困難な事情があって初めて採用されるべきものである。そして、差置送達という方法は、書類が了知し得べき状態に置かれたといえるか否か極めて不確かな方法であるから、受送達者が真に不在の場合でなければならず、たまたま外出していたなどの要因で応答しなかった可能性がある場合は「送達すべき場所にいない場合」には該当しないというべきである。

本件担当調査官は、インターフォンを鳴らして２分後に直ちに差置送達を行ったものであるから、仮に郵便受けに投函したものを家人等が受領することが一般的だとしても、早々に安易に郵便受けに投函する行為をもって、社会通念上相当の手段を尽くして応答を求めてその所在の有無を確認したとはいえない。

ウ　したがって、本件各通知書に係る差置送達はその要件を満たさないのであって、本件各処分の通知書の送達（通則法２８条１項）は未了であり又は重大な瑕疵

があるから、本件各処分は不存在又は無効であるか、取り消すべき違法がある。

(2) 本件調査の終了の際の手続に係る瑕疵の有無

（被告の主張）

ア　調査の終了の際における調査結果の内容の説明(通則法７４条の１１第２項)が主に納税者の利益のためのものであることからすれば、納税者側の行為等を原因として手続の速やかな履行が妨げられるような場合にまで、その履行を求められるものではないと解される。

イ　本件調査担当者は、令和４年１１月２日以降、平成２９年分の所得税等の更正処分等を見据えて、調査を円滑に進めるために日程調整等を行っていたが、依頼していた資料の準備を原告が怠るなど原告側の事情により先延ばしされた上、本件調査結果説明を行う段階になり、原告の同意がないことを理由として[redacted]税理士から同説明を受けることを拒まれるとともに、調査終了を忌避する発言もされ、また、原告とも連絡が取れない状態が続いたため、やむを得ず、同説明ができなかったものである。これらの事実は、令和５年２月１６日の録音記録（甲７、１０）及び同年３月６日の録音記録（甲８、１１）によっても裏付けられている。

以上のとおり、本件調査担当者は、平成２９年分の所得税等の更正処分等の期限（令和５年３月１５日）が迫る中で、本件調査結果説明を行うため、相応の努力をしたにもかかわらず、原告側の事情によりやむを得ず同説明ができなかったのであるから、原告側の行為等を原因として手続の速やかな履行が妨げられるような場合に当たるといえ、本件調査結果説明が行われなかったことに違法はない。

ウ　なお、仮に本件調査結果説明をできなかったことに瑕疵があったとしても、前記イの令和５年２月１６日の録音記録によれば、原告は本件競馬所得が雑所得に当たるという見解に固執しており、修正申告をする意思など皆無であったことは明らかであることに加え、納税者に対する説明責任は一定程度果たしていたことや原告側の上記対応を踏まえれば、本件各処分を取り消すべき違法があるとまではいえない。

（原告の主張）

ア　まず、本件調査の日程調整が円滑に行かなかったという点については、新型コロナウイルス感染症の罹患や濃厚接触者となったという事情によるもので、当時の感染拡大状況等も考慮すれば、客観的に見てやむを得ないことであり、原告側で本件調査を引き延ばしたものとはいえない。

イ　次に、[redacted]税理士が原告の同意がないことを理由に本件調査結果説明を受けることを拒んだ点については、関与税理士が納税義務者に代わって調査結果の内容の説明を受けるためには、単に税務代理権限証書を提出しているだけでは足りず、改めて調査結果の内容の説明を受けることについて納税義務者の同意が必要であるところ（通則法７４条の１１第４項）、[redacted]税理士は原告からその同意は得ておらず、原告に代わって調査結果の内容の説明を受ける権限を有していなかったのであるから、[redacted]税理士の上記対応は法の正しい解釈に基づく正当な行為であったというべきである。これに対し、本件担当調査官は、令和５年２月１６日の実地調査の際に今後の連絡を[redacted]税理士にすることについて原告が同意したことをもって、[redacted]税理士が調査終了の説明を受けることの同意を得たとの認識の下に、[redacted]税理士に対して電話で調査終了の手続を行おうとしたものであり、甚だしく妥当性を欠く。

ウ　さらに、原告と連絡が取れない状態が続いたという点については、原告の体調の回復を待てば連絡は取れたのであり、仮に原告との連絡を控えるのであれば、[redacted]税理士に対して、原告から調査結果の内容の説明を受けることの同意を得るように依頼することはできたものである。

エ　以上によれば、本件担当調査官において、本件調査結果説明ができなかったという事情は全くなく、むしろ、令和５年３月１５日までに更正処分等をするという方針に拘泥した結果、拙速に手続を進め、本件会社に電話を２度かけ、原告の携帯電話の留守番電話に録音し、原告の住居を一度訪れただけで、原告と接触することができないまま、最後の訪問からわずか４日後に本件各処分を行ったものであり、調査結果の内容に係る説明責任を果たしたとはいえず、その結果、原告の修正申告

等の機会は実質的に失われたものである。このような本件調査の終了の際の手続は、税務当局による説明義務を定めた通則法７４条の１１第２項の趣旨に反するものであるから、本件各処分は、違法な処分として取り消されるべきである。

(3) 本件競馬所得の所得区分

（被告の主張）

ア　所得税法３４条１項の一時所得に該当するためには、利子所得ないし譲渡所得以外の所得であること（除外要件）を前提として、「営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得」であること（非継続性要件）、「労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を有しないもの」であること（非対価性要件）の各要件をいずれも具備していることが必要になり、非継続性要件及び非対価性要件をいずれも満たすか否かによって、一時所得に該当するか同法３５条１項の雑所得に該当するかが決せられることになる。

そして、非継続性要件に係る「営利を目的とする継続的行為から生じた所得」に当たるか否かについては、継続的行為該当性及び営利目的該当性を分けて検討するのが相当である。

イ　まず、継続的行為該当性については、馬券の購入行為の回数、頻度、方法、選別、購入額などから、偶然性の影響の減殺や長期間に及ぶ全体的な収支から利益を考えるという長期的視点に立った購入態様であると評価されるか否かによって決せられるべきであるところ、本件において、原告の馬券購入に係る一連の行為の具体的な態様は明らかになっていないから、原告による馬券購入行為に継続的行為該当性は認められるとまではいえない。

次に、営利目的該当性については、担税力の観点から、偶発的な一時の所得とは異質の利益発生の状況といえるか否か、具体的には、利益発生の規模、期間その他の状況から、回収率が総体として１００％を超えるように馬券を選別して購入し続けたものと評価できるか否かで判断すべきであるところ、営利目的該当性が認められるのは、原則として、年間を通じた回収率が１００％を超えている年分が継続し

ていることを前提に、数千万円から数億円規模の利益が長期間にわたって発生したという特殊な利益発生の状況が認められる場合に限られると解すべきである。そして、原告の本件各年分の５年間における年間を通じた回収率は、約３９．７％ないし約１０７．７％であり、１００％を超えたのは令和２年分のみであって、その他の年に損失が発生した理由も客観的に明らかでないから、上記特殊な利益発生の状況は認められず、営利目的該当性は認められない。

以上によれば、本件競馬所得は、「営利を目的とする継続的行為から生じた所得」に該当せず、一時所得における非継続性要件を満たすものである。

ウ　また、原告は馬券の払戻金の支払者であるＪＲＡに対して何ら役務を提供しておらず、そもそも、払戻金は馬券的中によって生ずるものであり、役務提供の対価としての性質を有するものではないから、本件競馬所得は、一時所得における非対価性要件を満たすものである。

エ　したがって、本件競馬所得は、一時所得に該当する。

（原告の主張）

ア　一時所得に該当するといえるためには、その利得が一時的、かつ、偶発的なものでなければならないから、馬券の購入が単なる娯楽・趣味の域を超える規模で行われ、かつ、計画的な意図の下である程度反復して行われた場合には、それによる払戻金は一時所得に該当しないと解すべきである。営利を目的として行動しても当然失敗することはあり得るものであり、継続的に利益を得ていなければ営利目的ではないという認定は不合理であるほか、結果的に利益を上げている納税者の税負担が軽く、そうでない納税者の税負担が重くなるというのも不合理であるから、年間を通じた回収率にかかわらず、雑所得とされるべきである。

イ　原告は、ソフトフェアは使用していないが、多額の資金を投入し、馬の血統、競馬場の種類、距離、枠順、騎手、生産者等の諸要素を考慮して結果を予想しつつ、毎週日曜日に集中して馬券を購入するという行為を反復継続してきたものであり、当該態様は「営利を目的とする継続的行為」にほかならないから、本件競馬所得は

雑所得に該当する。

ウ　本件各処分は、本件競馬所得は一時所得であるとして、外れ馬券の購入金額を控除しないで所得の額を算出してされたものであるが、外れ馬券の購入金額は所得の額から控除されるべきであって、本件各処分の税額の計算には違法がある。

第３　当裁判所の判断

１　争点(1)（本件各通知書の送達に係る瑕疵の有無）について

(1) 通則法１２条５項２号の意義

通則法１２条５項２号は、交付送達について、書類の送達を受けるべき者（以下「**受送達者**」という。）その他同項１号に規定する者（以下「**受送達者等**」という。）が送達すべき場所にいない場合又は正当な理由がなく書類の受領を拒んだ場合には、送達すべき場所において受送達者に書類を交付することに代えて、送達すべき場所に書類を差し置くことにより行うことができる旨規定するところ、この差置送達は、①大量かつ反復して行われる租税の賦課・徴収に関する処分に関する書類を簡易迅速に送達し、処分の効力を生じさせる必要があること、②受送達者等が不在の場合に送達できないものとすると不当に納税義務を免れさせる結果を招来するおそれがあることから、これを防止して賦課・徴収の公平を図り、租税収入を確保するために合理的な送達方法として認められた制度であると解される。

そして、通則法１２条５項２号の規定の文言及び上記の差置送達が認められた趣旨からすると、同号所定の差置送達は、当該行政機関の職員が、社会通念上相当の手段を尽くして応答を求めその所在の有無を確認するなどした上で、書類の受送達者等が送達すべき場所にいない場合に該当すると認定判断したときは、送達すべき場所において受送達者に書類を交付して行う方法に代えて、これを行うことができるものと解すべきである。

(2) 検討

前提事実(4)イのほか、証拠（乙２、１６、１７）及び弁論の全趣旨によれば、本件調査担当者及び立会人である財務事務官は、令和５年３月１４日（火）午後２時

１８分、オートロック式の本件マンションの入口に臨場し、インターフォンで[redacted]号室を呼び出したところ、モニター画面に呼出中の旨が表示されたため、３０秒ほど待機したが、応答がなく、モニター画面が消えたため、原告が不在であると判断し、同日午後２時２０分、集合ポストまで移動し、「[redacted]」と表示された[redacted]号室の郵便受箱に本件各通知書を入れ、これを差し置いたことが認められる。

本件マンションはオートロック式であり、入居者以外の者は共用部分のエントランス内に立ち入ることができない構造になっているところ、送達者である本件調査担当者は、原告の所在を確認するための唯一の手段であるインターフォンによる呼出しによる所在確認をした上で、在宅していれば通常応答がされるべき時間が経過しても応答がないことから、原告が不在であるとの判断をしたものといえるから、社会通念上相当の手段を尽くして応答を求めその所在の有無を確認するなどした上で、書類の受送達者等が送達すべき場所にいない場合に該当すると認定判断したものということができる。

したがって、本件調査担当者が、本件各通知書について、通則法１２条５項２号の要件を満たすものとして、差置送達の方法を採ったことは適法というべきである。また、本件調査担当者は、本件各通知書を、原告の住所であって原告の排他的支配領域内にある本件マンション（[redacted]号室）の郵便受箱に投函したのであり、送達すべき場所に本件各通知書を差し置いたということができるから、本件各通知書を差置送達の方法により有効に送達したものと認められる。

(3) 原告の主張について

原告は、①郵便による送達が原則であり、交付送達は郵便による送達により難い場合、又は、郵便による送達が功を奏しない場合に初めて採られるべき方法である、②差置送達は受送達者が真に不在の場合でなければ採用できず、たまたま受送達者が外出していたなどの要因で応答しなかった可能性がある場合は「送達すべき場所にいない場合」には該当しない旨主張する。

しかしながら、①については、郵便による送達を交付送達に優先させなければならないものと解すべき法令上の根拠はない。また、②についても、通則法１２条５項２号の規定の文言及び差置送達が認められた趣旨（前記(1)）に照らせば、同号にいう「送達すべき場所にいない場合」を原告が主張するように限定的に解すべきものとはいえない。そして、前記(2)のとおり、本件マンションはオートロック式であり、本件調査担当者は、原告の所在を確認するための唯一の手段であるインターフォンによる呼出しをした上、在宅していれば通常応答がされるべき時間が経過しても応答がないことから、原告が不在であるとの判断をしたものであって、社会通念上相当の手段を尽くして応答を求めその所在の有無を確認したものといえるから、同号にいう「送達すべき場所にいない場合」に当たるものとして、差置送達の方法を採ることができるというべきである。

したがって、原告の主張を採用することはできない。

(4) 小括

以上によれば、本件各通知書は原告に対して有効かつ適法に送達されたものといえるから、本件各処分について、本件各通知書の送達が未了であること又はその送達手続に重大な瑕疵があることを理由として、不存在又は無効であるとも、取り消すべき違法があるともいえない。

２　争点(2)（本件調査の終了の際の手続に係る瑕疵の有無）について

(1) 通則法７４条の１１第２項の意義

通則法７４条の１１は、税務調査終了の際の手続について定めており、２項において、国税に関する調査の結果、更正決定等をすべきと認める場合には、当該職員は、納税義務者に対し、その調査結果の内容を説明するものとすると規定しているところ、当該既定の文言及びその説明は主に納税者の利益のためのものであることからすれば、合理的な理由がある場合にまで例外を認めない絶対的な義務を定めたものということはできず、納税者がその利益を得る機会を自ら放棄しているといえる場合や、納税者側の行為等を原因として調査結果の説明の速やかな履行が妨げら

れるような場合にまで、当該職員にその履行を義務付けたものと解することはできないというべきである。

(2) 認定事実

本件調査の経緯につき、前提事実(3)に加え、掲記の各証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる(証拠の掲記のない事実は、当事者間に争いがない。)。

ア　令和４年９月２８日

本件調査担当者は、[redacted]税理士に電話連絡をし、原告の税務調査の日程調整をして、令和４年１０月２０日に本件会社に臨場することを約するとともに、通則法７４条の９第１項に規定する本件調査の事前通知を行った。

イ　令和４年１０月２０日

本件調査担当者は、本件会社に臨場して原告及び[redacted]税理士と面接し、申告の基礎資料などの提示を求め、資料の一部の写しを作成した。その際に、令和元年分の申告の基礎資料の提示がなかったため、本件調査担当者は、原告及び[redacted]税理士に対して、その提示を依頼した。

ウ　令和４年１０月２７日

本件調査担当者は、本件ネット指定口座にＪＲＡからの多額の入金等があることを把握したため、本件調査担当者は、[redacted]税理士に電話連絡をし、令和４年１１月２日に[redacted]税理士が昭和税務署へ来署することを約した。

エ　令和４年１１月２日

(ア) 本件調査担当者は、昭和税務署において[redacted]税理士と面接し、本件調査の対象年分について、平成２９年分及び平成３０年分を追加して、平成２９年分ないし令和３年分（本件各年分）の５年間となることを説明し、その申告の基礎資料などの提示を求めた。

(イ) 本件調査担当者は、[redacted]税理士に対し、**令和４年１１月２日付書面**（乙９）を交付し、競馬の払戻金等に関する事項の解明や資料の提示を依頼した。

(ウ) 令和４年１１月２日付書面の「１　競馬の払戻金等」及び「８　取引銀行」

の件については、早急に確認する必要があったため、面接時に[redacted]税理士から原告へ電話連絡をしたが、応答がなかったため、本件調査担当者は、[redacted]税理士に対し、原告から連絡があったら、本件調査担当者に連絡するよう依頼した。

オ　令和４年１１月７日

本件調査担当者は、[redacted]税理士から電話連絡を受け、①馬券購入の取引履歴について原告は管理をしていない旨及び②原告の[redacted]の取引口座は、[redacted]支店の普通預金である旨の回答を受けた。その際、本件調査担当者は、[redacted]税理士に対し、競馬の払戻金等については、後日原告と面接し詳しく説明を求める旨伝えた。

カ　令和４年１１月１５日

本件調査担当者は、[redacted]税理士に電話連絡をし、競馬の払戻金及び馬券の購入方法等について、原告と直接話がしたい旨を伝え、日程調整をするよう依頼した。

キ　令和４年１１月１７日

本件調査担当者は、[redacted]税理士から、原告が１１月中は[redacted]で業務を行っているため、１２月初旬でないと日程を確保できない旨の電話連絡を受けたため、[redacted]税理士に対し、原告と早期に面接したいため、本件調査担当者が[redacted]に出向くことも選択肢に入れて日程調整をするよう依頼した。その際、本件調査担当者は、[redacted]税理士から、競馬の払戻金等について、要旨次の内容を聴取した。

(ｱ) 購入馬券の詳細は、ＪＲＡが管理していると思っていたため、原告自身は帳簿等に記録するなどの管理はしていない。

(ｲ) 馬券の払戻金の所得区分について、年間を通じて利益を確保するため継続して馬券を購入しており、雑所得に該当すると判断している。

(ｳ) 原告が馬券購入の際にソフトウェアを使用しているかどうかについては、[redacted]税理士は原告に確認していない。

ク　令和４年１１月２４日

本件調査担当者は、[redacted]税理士から、原告との面接につき、１１月中の日程調整は難しい旨の電話連絡を受けたため、[redacted]税理士に対し、１２月初旬での日程調整

を依頼した。（乙２・７頁）

ケ　令和４年１２月１２日

本件調査担当者が、[redacted]税理士に電話連絡をし、原告と早急に面接したい旨を伝え、日程調整を依頼したところ、[redacted]税理士は、自身が新型コロナウイルス感染症に感染したため、しばらく自宅待機していたとの説明を受けた。

コ　令和４年１２月１４日

本件調査担当者が、[redacted]税理士に電話連絡をし、日程調整の件について確認したところ、[redacted]税理士は、原告が体調を崩して本件会社に出社していないとの連絡が同社の経理担当者からあった旨説明した。

本件調査担当者は、[redacted]税理士に対し、日程調整については、原告の体調回復を優先しくれぐれも無理のないよう、場合によっては年明けになっても構わない旨伝えた。

サ　令和４年１２月２１日

本件調査担当者が、[redacted]税理士に電話連絡をし、原告から連絡があったかどうかを確認したところ、[redacted]税理士は、原告からの連絡はない旨回答した。

本件調査担当者は、[redacted]税理士に対し、年明けの第２週で日程調整をするよう依頼した。

シ　令和５年１月１０日

本件調査担当者が、[redacted]税理士に電話連絡をし、原告の現在の状況について説明を求めたところ、[redacted]税理士は、①原告へメールで連絡したが返事はなく、連絡が取れていない状況であること、②年末に本件会社に訪問した際、原告と面接することはできなかったものの、従業員が原告とメールで連絡を取り合っていることを確認したことを回答した。

本件調査担当者は、[redacted]税理士に対し、原告と面接する機会を早急に調整するよう依頼した。

ス　令和５年１月１７日

(ｱ) [redacted]税理士への電話連絡

本件調査担当者が、[redacted]税理士に電話連絡をし、原告と連絡が取れたか確認したところ、[redacted]税理士は、①数回にわたり原告に連絡しているが、原告から折り返し連絡がないこと、②本件会社の経理担当者を通じて原告と連絡を試みているものの、原告から連絡がないため、原告がどのような状況なのか分からないこと、③原告と連絡を取るには、原告の携帯電話か本件会社の電話に連絡するしか方法がなく、原告の自宅や妻の連絡先は分からないことを回答した。（乙２・８、９頁）

本件調査担当者は、[redacted]税理士に対し、原告から本件各年分の馬券の購入方法や競馬の所得の管理方法を聴取し、医療費控除の領収書を入手する必要があるため、早急に原告と連絡を取って日程を調整するよう依頼するとともに、①税務調査への原告の対応は不誠実であり、調査拒否と判断することにもなり得ること、②原告と面接できないとしても、調査を進めることとなることを伝えた。

(ｲ) [redacted]税理士からの電話連絡

本件調査担当者は、[redacted]税理士から電話連絡を受け、原告と連絡は取れたが、原告は声が出ない状況で、病院に通院するなど、今月中は日程の調整ができないことを説明されたため、原告及び[redacted]税理士と令和５年２月２日に本件会社で面接することとし、[redacted]税理士に対し、その面接の際に、令和４年１１月２日付書面のうち競馬の払戻金等に係る未対応の部分について、何か資料があれば用意するよう依頼した。

セ　令和５年１月２７日

本件調査担当者は、[redacted]税理士に電話連絡をし、令和５年２月２日に面接する際に提示を求める資料の追加を依頼したところ、[redacted]税理士から、同日の面接場所の変更の申出があったため、面接場所を変更した。

本件調査担当者が原告の体調を確認したところ、[redacted]税理士は、原告と接する機会がなかったため分からないと回答した。

ソ　令和５年１月３１日

本件調査担当者は、[redacted]税理士に電話連絡をした際、[redacted]税理士から、原告が新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者になったことを理由に、令和５年２月２日の面接を同月１６日又は同年３月２日に延期してほしいと申出があったため、これを同年２月１６日に変更した。

タ　令和５年２月１６日

(ｱ) [redacted]税理士からの電話連絡

本件調査担当者は、[redacted]税理士から、要旨、次の内容の電話連絡を受けた。

a　面接場所を再度変更し、本件会社の本社事務所にしてほしい。

b　立ち会う税理士については、原告から他の税理士に依頼する旨の連絡があったため、[redacted]税理士は立ち会わず、立ち会う税理士については原告から聞いていないので分からない。

c　本日提示を依頼されていた資料については、原告に伝えてあるが、原告と[redacted]税理士との委任契約が解除されているので、今後、原告の了解なく資料を提示することはできない。

(ｲ) 原告及び[redacted]税理士との面接

本件調査担当者は、本件会社の本社事務所に臨場し、原告及び[redacted]税理士と面接し、原告から、[redacted]税理士の税務調査に関するスケジュール管理など対応に不満があったため、以前同社に勤務していた[redacted]税理士に調査対応を委任したとの説明を受けた。

本件調査担当者は、[redacted]税理士の立会いの下で、原告に対し、令和４年１１月２日付書面に基づき、質問調査を行った。質問調査の結果は、要旨、次のとおりである。(甲１０、乙２・１１～１４頁、乙１０)

a　競馬の払戻金等について、原告は、本件調査担当者に対し、①馬券の購入履歴及び払戻金等の記録は作成していないが、預金通帳で管理していた、②馬券を購入する際、ソフトウェアを使用していないが、購入する馬券は、血統、馬場の種類や状態などのいろいろなファクターを考慮して、その都度、自分で判断して決めて

いた、③地方競馬は平日に開催しているので馬券を購入せず、中央競馬は土曜日に馬場の状態を見て、日曜日に馬券を購入している、④明らかに営利を目的に継続的に多額の馬券を購入していることは紛れもない事実であるから、本件競馬所得は雑所得であると思っていると回答した。

これに対し、本件調査担当者は、所得税基本通達に基づき、本件競馬所得は一時所得に当たる旨を説明した上、本件競馬所得を一時所得として修正申告する意思があるかを確認したが、[redacted]税理士は現時点では修正申告する意思はない旨回答した。（甲１０・４～２３頁）

また、本件調査担当者は、[redacted]税理士に対し、損益の記録がない場合の本件競馬所得の必要経費の算定方法等について説明した。（甲１０・３５～３７頁）

ｂ　本件調査担当者は、[redacted]税理士に対し、指摘した事項について解明しその結果を説明するよう求めた。

これに対し、[redacted]税理士は、資料を整理し、順次担当者宛に郵送すると回答した。

ｃ　今後の調査対応について、原告は、本件調査に係る連絡対応を[redacted]税理士に任せ、[redacted]税理士から連絡内容を聞く旨回答し（甲１０・２、４７、４９頁）、[redacted]税理士も、本件調査に関する連絡対応を自身が担当する旨回答した（甲１０・３頁）。

チ　令和５年２月２７日

本件調査担当者は、[redacted]税理士に対し、３回電話連絡をし、いずれのときも外出中や電話応対中であったため、２、３回目のとき、応対者に対し、折り返し連絡するよう依頼したが、[redacted]税理士から連絡はなかった。

ツ　令和５年２月２８日

本件調査担当者は、[redacted]税理士に電話連絡をし、令和５年３月６日に昭和税務署で[redacted]税理士と面接することを約した。

また、本件調査担当者が令和５年２月１６日の質問調査の際に依頼した事項について進捗状況を確認したところ、[redacted]税理士は、同年３月６日に書類を持参すると回答した。

テ　令和５年３月６日

本件調査担当者は、昭和税務署において、[redacted]税理士及びその事務員と面接し、令和５年２月１６日に依頼した事項について資料の提示及び説明を求めたが、[redacted]税理士は、原告が忙しくて対応していないと回答した。

本件調査担当者は、[redacted]税理士に対し、法令に基づく調査結果の内容の説明前の段階であることを伝えた上で、**令和５年３月６日付書面**（乙１１）を[redacted]税理士に交付し、要旨次の内容等を説明した。（甲１１、乙２・１５～１７頁）

(ｱ) 本件競馬所得は、所得税基本通達に当てはめて検討した結果、①馬券購入にソフトウェアを使用していないこと、②年間通じてほぼ全てのレースで馬券を購入しているわけではないこと、③年間を通じて利益を上げているわけではないことから、営利を目的とする継続的行為に該当せず、一時所得に該当する。

(ｲ) 原告が馬券の購入履歴及び払戻金の記録を残していないため、収入金額はＪＲＡから振込入金された金額とし、必要経費はＪＲＡからの入金と入金との間にＪＲＡ口座に振替出金された金額とし、振替金額が振替直後の振込額を上回った場合には、振込額を限度として算定した。

(ｳ) 増加する税額について、所得税、過少申告加算税及び延滞税がかかる。

(ｴ) 平成２９年分の財産債務調書に[redacted]株を記載する必要があったが、財産債務調書の提出がなかったため、当該株式の譲渡所得の申告漏れに対して過少申告加算税が５％加重される。

(ｵ) 今後の調査については、明日以降、手交した資料を基に、本件調査結果説明をする予定であり、原告が修正申告をしない場合は、原告に対して更正の通知をする。原告が更正内容に不服なら不服申立てができる。

(ｶ) 現時点で未解明の事項については、証拠がないため修正事項の対象としていないが、申告に誤りがあることが分かったら、その時点で修正してほしい。

ト　令和５年３月７日

本件調査担当者は、[redacted]税理士に電話連絡をしたが、外出中であったため、応対

者に対し、明日の午前９時頃に[redacted]税理士から本件調査担当者へ、電話連絡をするよう依頼した。

ナ　令和５年３月８日

(ｱ) [redacted]税理士からの電話連絡（１回目）

本件調査担当者は、[redacted]税理士から電話連絡を受けた際に、[redacted]税理士に対し、本件調査結果説明をしたい旨を伝えたところ、[redacted]税理士は、令和５年３月６日に面接した内容を原告に説明できていないため、最終的な調査結果の内容の説明を聞くことができない旨回答した。

そこで、本件調査担当者は、[redacted]税理士に対し、本日中に再度電話連絡をするよう依頼した。（乙２・１７、１８頁、乙１２）

(ｲ) [redacted]税理士からの電話連絡（２回目）

本件調査担当者は、[redacted]税理士から電話連絡を受けた際に、[redacted]税理士に対し、原告と連絡が取れたかの確認をしたところ、[redacted]税理士は、原告に対して令和５年３月６日に本件調査担当者から税額の提示があったこと等を説明したが、原告から、熱が出て体調が悪い旨や少し待ってほしい旨の発言があった旨回答した。

また、本件調査担当者は、[redacted]税理士に対し、①令和５年２月１６日にお願いした件について同年３月６日に全く対応されていなかった旨、②同年２月１６日以前から十分時間をかけてきた旨、③本件調査の終了の手続としてこの電話により本件調査結果説明を行いたい旨を伝えたところ、[redacted]税理士は、本件調査結果説明を受けることを拒んだ。（乙２・１８頁、乙１３）

ニ　令和５年３月９日

(ｱ) [redacted]税理士からの電話連絡

本件調査担当者は、[redacted]税理士から電話連絡を受けた際に、[redacted]税理士に対し、本件調査結果説明を行いたい旨伝えたところ、[redacted]税理士は、①調査結果の内容の説明に関して、税理士が説明を受けるには、本人の同意が必要であるが、原告の同意がない旨、②原告の同意がないから、本件調査結果説明を受けることはできない

旨、③他の人にも確認してから、再度明日連絡する旨回答した。（甲１２、乙２・１８、１９頁、乙１４）

(ｲ) 本件会社への電話連絡

本件調査担当者は、本件会社に電話連絡をしたが、応対者から、原告は社内で打合せ中であり１時間から１時間３０分かかる旨回答があったため、用件を伝えずに電話を切った。（乙２・１９頁）

ヌ　令和５年３月１０日

(ｱ) 本件会社への電話連絡

本件調査担当者は、本件会社に電話連絡をしたが、応答がなかった。（乙２・１９頁）

(ｲ) 携帯電話への電話連絡

本件調査担当者は、原告の名刺に記載されている携帯電話に電話連絡をしたところ、留守番電話サービスに切り替わったため、本日午後２時までに折り返し電話連絡をするよう依頼するメッセージを残した。（乙１の１、乙２・１９、２０頁）

(ｳ) 原告の納税地（住所地）への臨場

本件調査担当者は、原告から折り返しの電話連絡（前記(ｲ)）がなかったため、本件マンションへ臨場し、インターフォンで[redacted]号室を呼び出したが、応答はなかった。（乙２・２０頁）

(ｴ) [redacted]税理士からの電話連絡

本件調査担当者は、[redacted]税理士から電話連絡を受けたが外出中であったため、[redacted]税理士は、応対した職員に対し、令和５年３月１３日に本件調査担当者に電話連絡する旨伝えた。

ネ　令和５年３月１３日

本件調査担当者は、[redacted]税理士から電話連絡はなかったが、[redacted]税理士から、[redacted]税理士作成の**令和５年３月１１日付書面**（乙１の１）及び原告の診断書の写し（前提事実(3)オ）の送付を受けた。

令和５年３月１１日付書面には、要旨次の内容が記載されている。

(ｱ) 原告から診断書が届いたので、提出する。原告は、診断書のとおり、医師から心理的負担を減らし、自宅安静することを推奨されている。

(ｲ) 原告への直接の連絡は控えてほしい。

(ｳ) 原告の回復には、少なくとも１か月程度かかると言われている。

(ｴ) 令和５年３月１０日に本件調査担当者から原告の携帯電話に連絡を入れたと思うが、[redacted]税理士に連絡なく原告に連絡を取るということは、社会の通常の感覚からは順序が違う気がしている。

(ｵ) 令和５年３月８日に本件調査担当者から受けた電話での[redacted]税理士に対する税務調査の終了手続に関する進め方等については、多角的に検討中であるため、しばらく待ってほしい。

ﾉ　本件調査担当者は、原告に対する本件調査結果説明を行わないまま、本件調査を終了した。そして、昭和税務署長は、令和５年３月１４日付けで、原告に対し、本件各処分をした。（前提事実(3)カ、(4)ア）

(3) 検討

前記(2)の認定事実によれば、本件調査担当者は、令和４年９月２８日には原告の関与税理士である[redacted]税理士に対して本件調査の事前通知をして、同年１０月２０日から本件調査を開始し、同年１１月２日には[redacted]税理士に対して令和４年１１月２日付書面を交付して資料の提示等を依頼した上、同月１５日以降、[redacted]税理士を通じて、原告との面談の日程調整を繰り返し依頼したのに対し、原告は、仕事や体調不良を理由にこれに応じず、令和５年１月に入ってからは、[redacted]税理士からの連絡にさえ対応しない状況が続くなど、日程調整に非協力的な態度を取っていたものである。そして、原告は、本件調査担当者から面接の日程調整の依頼を受けてから３月が経過した後の同年２月１６日、新たな関与税理士である[redacted]税理士の立会いの下で、本件担当調査官による質問調査を受け、今後の調査対応について、本件調査に係る連絡対応を[redacted]税理士に任せ、[redacted]税理士から連絡内容を聞く旨回答した

ものの、その後も、多忙を理由に、上記質問調査において[redacted]税理士が依頼された資料の提示及び説明をしなかった。このような経緯を踏まえて、本件調査担当者は、同年３月６日、[redacted]税理士に対し、本件競馬所得が一時所得に該当することやその理由など、その時点における本件調査の結果の概要を説明した上、同月８日、[redacted]税理士に対し、本件調査結果説明をしたい旨を伝えたところ、[redacted]税理士は、これに応じず、同月９日には、原告の同意がないことを理由にして、[redacted]税理士において本件調査結果説明を受けることはできない旨回答した。これを受けて、本件調査担当者は、同月１０日、原告に対して直接連絡をするため、本件会社の電話や原告の携帯電話に連絡をしたり、原告の住所である本件マンションへ臨場したりしたが、応答を得られず、他方で、原告は、本件調査担当者が同月１０日に原告の携帯電話に連絡したことを認識していながら（このことは、令和５年３月１１日付書面の内容から明らかである。原告も、留守電を聞いて電話があったことを認識し、それを[redacted]税理士に伝えたことにより、それが上記書面に反映されたことを認めている（原告準備書面(1)）。また、このとき本件調査担当者が本件調査結果説明をしようとしていたことは、自身の関与税理士である[redacted]弁護士に対して繰り返し伝えられていた以上、原告において認識し又は容易に認識し得たものといえる。）、本件調査担当者に対して折り返し連絡することはなく、[redacted]税理士から本件調査担当者に対して送付された令和５年３月１１日付書面においても、関与税理士において本件調査結果説明を受けるなどの合理的な代替方法を示すことなく、体調を理由に原告への直接の連絡を控えることを求めるなどして、本件調査結果説明を受ける意思を示さなかったものである。

このように、原告は、本件調査がされた期間全体を通じて、調査に非協力的な対応をしていた上、本件調査担当者が本件調査結果説明をしようとしていることを認識し又は容易に認識し得たにもかかわらず、これを受ける意思を示さなかったものであるから、このような経緯に照らせば、原告は、本件調査結果説明を受ける利益を自ら放棄した、又は、原告側の行為等を原因として本件調査結果説明の速やかな

履行が妨げられたと評価されてもやむを得ないというべきである。他方、本件調査担当者は、本件調査結果説明を行わないまま、本件調査を終了したものの、それまでに、原告及びその関与税理士らに対し、本件調査における問題点や検討事項の説明を行うなどしており、本件調査の終了に近接した同年３月６日には、[redacted]税理士に対し、令和５年３月６日付書面を交付して、本件競馬所得が一時所得に該当することやその理由など、その時点における本件調査の結果の概要を説明していたのであるから、本件調査結果説明がされなかったことによる原告の不利益が大きいものとはいえない。

そうすると、本件調査担当者が本件調査の終了の際に本件調査結果説明を行わなかったことについて、本件各処分を取り消すべき違法があるとは認められないというべきである。

(4) 原告の主張について

これに対し、原告は、①日程調整については、新型コロナウイルス感染症の罹患や濃厚接触者となったというやむを得ない事情によるもので、原告側で本件調査を引き延ばしたものとはいえない、②本件担当調査官は、令和５年２月１６日の実地調査の際に今後の連絡を[redacted]税理士にすることについて原告が同意したことをもって、[redacted]税理士が調査終了の説明を受けることの同意を得たとの認識の下に、[redacted]税理士に対して電話で調査終了の手続を行おうとしたものであり、甚だしく妥当性を欠く、③原告と連絡が取れない状態については、原告の体調の回復を待つか、[redacted]税理士に対して、原告から調査結果の説明を受けることの同意を得るように依頼することができた、④本件調査担当者は、令和５年３月１５日までに更正処分等をするという方針に拘泥した結果、拙速に手続を進めた旨主張する。

しかしながら、①については、本件調査の期間は約５か月間に及んでいたところ、原告は、仮に新型コロナウイルス感染症に罹患するなどした時期があったにしても、仕事や体調不良を理由に日程調整に応じなかったり、多忙を理由に質問調査において依頼された資料の提示及び説明の準備をしなかったりしたのであるから、本件調

査に非協力的な対応をしていたものと評価されてもやむを得ないというべきである。また、②については、税務代理人が調査結果の内容の説明を受けるに当たっては、納税義務者の同意が必要であるものの（通則法７４条の１１第４項）、原告は、令和５年２月１６日の質問調査の際に、今後の調査対応について、本件調査に係る連絡対応を[redacted]税理士に任せ、[redacted]税理士から連絡内容を聞く旨回答し、[redacted]税理士も、本件調査に関する連絡対応を自身が担当する旨回答していたこと、本件調査に係る原告との連絡は全て[redacted]税理士及び[redacted]税理士を通して行われていたこと等からすれば、本件調査担当者において[redacted]税理士に対して本件調査結果説明をしようとしたことが不合理とまではいえないし、この点を措くとしても、本件調査担当者は、同年３月９日に[redacted]税理士から原告の同意が得られていないため本件調査結果説明を受けることはできない旨の説明を受けた後は、[redacted]税理士に対する本件調査結果説明を強いるのではなく、原告本人への連絡を試みていたことからすれば、本件調査の手続が妥当性を欠くとはいえない。さらに、③については、原告は、本件調査担当者が本件調査結果説明をしようとしていることを認識し又は容易に認識し得たにもかかわらず、関与税理士において本件調査結果説明を受けるなどの合理的な代替方法を示すことなく、体調を理由に原告への直接の連絡を控えることを求めるなどして、本件調査結果説明を受ける意思を示さなかったものであるから、本件調査結果説明を受ける利益を自ら放棄した、又は、原告側の行為等を原因として本件調査結果説明の速やかな履行が妨げられたと評価されてもやむを得ないというべきである。そして、④については、本件調査担当者は、本件調査の対象のうち平成２９年分の所得税等に係る更正処分の期限が令和５年３月１５日であったことから（通則法７０条１項１項）、それまでに本件調査結果説明をしようとしていたことがうかがわれるものの、当該期限内に調査を終了しようとすること自体が不合理とはいえないし、そのことによって本件調査の手続が拙速に進められたとも認められない。したがって、原告の主張を検討しても、前記(3)の判断が左右されるものではない。

３　争点(3)（本件競馬所得の所得区分）について

(1) 所得税法上、一時所得とは、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得及び譲渡所得（以下「**利子所得ないし譲渡所得**」という。）以外の所得のうち、営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得で、労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を有しないものをいうと規定されている（３４条１項）。

そして、所得税法上、利子所得ないし譲渡所得以外の所得で、営利を目的とする継続的行為から生じた所得は、一時所得ではなく雑所得に区分されるところ（３４条１項、３５条１項）、営利を目的とする継続的行為から生じた所得であるか否かは、文理に照らし、行為の期間、回数、頻度その他の態様、利益発生の規模、期間その他の状況等の事情を総合考慮して判断するのが相当である（最高裁平成２６年(あ)第９４８号同２７年３月１０日第三小法廷判決・刑集６９巻２号４３４頁、最高裁平成２８年（行ヒ）第３０３号同２９年１２月１５日第二小法廷判決・民集７１巻１０号２２３５頁参照）。

(2)ア　これを本件についてみるに、本件競馬所得が利子所得ないし譲渡所得に当たらないことは明らかである。

イ　そして、原告は、平成２９年から令和３年までの間、別表１－１ないし１－５の「②出金額」欄のとおり馬券を購入しており、このような行為の期間、回数、頻度によれば、原告の馬券購入は、一定の継続性をもって行われていたということができる。もっとも、馬券の購入態様について、原告は、ソフトウェアは使用していないが、多額の資金を投入し、馬の血統、競馬場の種類、距離、枠順、騎手、生産者等の諸要素を考慮して結果を予想しつつ、毎週日曜日に集中して馬券を購入するという行為を反復継続してきたものである旨主張するにとどまり、これ以上具体的な主張及び立証をしないから、結局、各レースについて自身の予想に基づいて馬券を購入することを繰り返していたにすぎないというほかなく、偶然性の影響を減殺するに足りる態様において馬券を購入していたと認めるには足りない。

また、馬券購入の収支をみると、原告の本件各年分における馬券の購入代金の合

計額（別表１－１ないし１－５の「①入金額」欄の合計金額）に対する馬券の払戻金等の合計額（「②出金額」欄の合計金額）の比率である回収率は、平成２９年分が約８１．２％、平成３０年分が約９４．９％、令和元年分が約６２．５％、令和２年分が約１０７．７％、令和３年分が約３９．７％であると認められ、大半が１００％を下回り、これを大きく下回る年もあるのであるから（なお、令和２年分の回収率は１００％を超えているが、その主たる要因は、同年１月２０日の節に１５０万円の出金により３４６２万７７６０円の入金を得て３３１２万７７６０円もの利益が生じたことにあり（乙６、別表１－４の３節）、上記回収率は、少数の高倍率の的中馬券によって偶発的にもたらされた結果というべきである。）、回収率が総体として１００％を超えるような状況にあったとはいえない。このような利益発生の規模、期間その他の状況等に鑑みると、原告による馬券の購入方法は、原告の主観的意図はともかくとして、客観的にみて営利を目的とするものであったということはできないというべきである。

以上によれば、平成２９年から令和３年までの間における原告の馬券購入について、営利を目的とする継続的行為であったとはいえないから、これにより生じた本件競馬所得は、営利を目的とする継続的行為から生じた所得には当たらないというべきである。

ウ　さらに、本件馬券所得は、労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を有しないものである。

エ　以上によれば、本件競馬所得は、所得税法３４条１項に規定する一時所得に当たるものと認めることができる。

４　本件各処分の適法性について

(1) 本件競馬所得が一時所得に当たるものとして計算すれば、本件各年分の本件競馬所得に係る一時所得の金額（特別控除前）は、別紙「本件各処分の根拠及び適法性（被告の主張）」第１項及び別表１－１ないし１－５の「⑥差引金額（④－⑤）」欄の「合計金額」欄記載のとおりであり（なお、本件競馬所得に係る収入は、的中

した馬券の払戻金であるところ、外れ馬券の購入金額は「その収入を得るために支出した金額」（所得税法３４条１項）に当たるものとは認められない。）、これを前提とする本件各年分の納付すべき税額は、同別紙第２項及び第３項並びに別表４（なお、別表３は欠番である。）の「⑯納付すべき税額」欄記載のとおりであると認められる（本件競馬所得の所得区分（外れ馬券の購入金額の控除の可否を含む。）以外の課税の根拠及び税額の計算について、原告は争うことを明らかにしない。）。そして、この金額は、本件各更正処分における原告の納付すべき税額（別表２－１及び２－２の「更正処分等」欄の「⑦納付すべき税額」欄記載の金額）と同額であるから、本件各更正処分は適法である。

(2) また、原告は、本件各年分の本件競馬所得を確定申告書に記載しておらず（前提事実(2)）、そのことについて通則法６５条４項１号に規定する「正当な理由」があったとは認められないから、原告には、同条に基づく過少申告加算税が課されることとなる。そして、原告に課されるべき過少申告加算税の額は、別紙「本件各処分の根拠及び適法性（被告の主張）」第４項及び第５項並びに別表４の「⑲過少申告加算税の額」欄記載のとおりであると認められ（その計算について、原告は争うことを明らかにしない。）、この金額は、本件各賦課決定処分における過少申告加算税の額（別表２－１及び２－２の「更正処分等」欄の「⑧過少申告加算税の額」欄記載の金額）と同額であるから、本件各賦課決定処分は適法である。

第４　結論

よって、原告の請求はいずれも理由がないからこれらを棄却することとして、主文のとおり判決する。

名古屋地方裁判所民事第９部

裁判長裁判官　　貝　阿　彌　　亮

裁判官　　小　　野　　啓　　介

裁判官　　西　　尾　　信　　員

（別紙）

指定代理人目録

小野悠士　　堀田真由美　　星野竜一　　立田　渉　　竹田美穂　　大森有里子

以　上

（別紙）

略語一覧（順不同）

・通則法	国税通則法
・所得税等	所得税及び復興特別所得税
・ＪＲＡ	日本中央競馬会
・馬券	競馬の勝馬投票券
・本件競馬所得	原告が平成２９年ないし令和３年に馬券の払戻金によって得た所得
・本件ネット指定口座	[redacted]支店の原告名義の普通預金口座（口座番号[redacted]）（乙６、７）
・ＪＲＡ口座	馬券の購入に充てる予定の金額を振替入金するためにＪＲＡが指定する口座
・本件調査	令和４年１０月２０日に開始した原告に対する所得税等に係る税務調査
・本件調査担当者	昭和税務署の[redacted]特別国税調査官
・[redacted]税理士	原告の関与税理士であった[redacted]税理士
・[redacted]税理士	原告の関与税理士であった[redacted]税理士
・本件会社	原告が代表取締役を務める株式会社[redacted]
・本件マンション	原告の住所である[redacted]
・令和４年１１月２日付書面	本件調査担当者が令和４年１１月２日に[redacted]税理士に対して交付した「Ｒ４.１１.２」と記された書面（乙９）
・令和５年３月６日付書面	本件調査担当者が令和５年３月６日に[redacted]税理士に対して交付した「５.３.６」と記された書面（乙１１）
・令和５年３月１１日付書面	[redacted]税理士が本件調査担当者宛てに送付した令和５年３月１１日付けの書面（乙１の１）

・**本件調査結果説明**　本件調査に係る調査結果の内容の説明

・**本件各年分**　平成２９年分ないし令和３年分

・**本件各更正処分**　昭和税務署長が令和５年３月１４日付けでした、原告の本件各年分の所得税等の各更正処分

・**本件各賦課決定処分**　昭和税務署長が令和５年３月１４日付けでした、原告の本件各年分の所得税等に係る過少申告加算税の各賦課決定処分

・**本件各処分**　本件各更正処分及び本件各賦課決定処分

・**本件各通知書**　本件各年分の所得税等の更正及び加算税の賦課決定の通知書

以　上

（別紙）関係法令の定め

○ 国税通則法（通則法）

（書類の送達）

第十二条　国税に関する法律の規定に基づいて税務署長その他の行政機関の長又はその職員が発する書類は、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による送達又は交付送達により、その送達を受けるべき者の住所又は居所（事務所及び事業所を含む。以下同じ。）に送達する。ただし、その送達を受けるべき者に納税管理人があるときは、その住所又は居所に送達する。

2、3　略

4　交付送達は、当該行政機関の職員が、第一項の規定により送達すべき場所において、その送達を受けるべき者に書類を交付して行なう。ただし、その者に異議がないときは、その他の場所において交付することができる。

5　次の各号の一に掲げる場合には、交付送達は、前項の規定による交付に代え、当該各号に掲げる行為により行なうことができる。

一　略

二　書類の送達を受けるべき者その他前号に規定する者が送達すべき場所にいない場合又はこれらの者が正当な理由がなく書類の受領を拒んだ場合　送達すべき場所に書類を差し置くこと。

（更正又は決定の手続）

第二十八条　第二十四条から第二十六条まで（更正・決定）の規定による更正又は決定（以下「更正又は決定」という。）は、税務署長が更正通知書又は決定通知書を送達して行なう。

2、3　略

（過少申告加算税）（令和四年法律第四号による改正前のもの）

第六十五条　1～3　略

4　次の各号に掲げる場合には、第一項又は第二項に規定する納付すべき税額から当該各号に定める税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除して、これらの項の規定を適用する。

一　第一項又は第二項に規定する納付すべき税額の計算の基礎となつた事実のうちにその修正申告又は更正前の税額（還付金の額に相当する税額を含む。）の計算の基礎とされていなかつたことについて正当な理由があると認められるものがある場合　その正当な理由があると認められる事実に基づく税額

二　略

5　略

（納税義務者に対する調査の事前通知等）

第七十四条の九　税務署長等（国税庁長官、国税局長若しくは税務署長又は税関長をいう。以下第七十四条の十一（調査の終了の際の手続）までにおいて同じ。）は、国税庁等又は税関の当該職員（以下同条までにおいて「当該職員」という。）に納税義務者に対し実地の調査（税関の当該職員が行う調査にあつては、消費税等の課税物件の保税地域からの引取り後に行うもの又は国際観光旅客税について行うものに限る。以下同条までにおいて同じ。）にお

いて第七十四条の二から第七十四条の六まで（当該職員の質問検査権）の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求（以下「質問検査等」という。）を行わせる場合には、あらかじめ、当該納税義務者（当該納税義務者について税務代理人がある場合には、当該税務代理人を含む。）に対し、その旨及び次に掲げる事項を通知するものとする。

一　質問検査等を行う実地の調査（以下この条において単に「調査」という。）を開始する日時

二　調査を行う場所

三　調査の目的

四　調査の対象となる税目

五　調査の対象となる期間

六　調査の対象となる帳簿書類その他の物件

七　その他調査の適正かつ円滑な実施に必要なものとして政令で定める事項

2～6　略

（調査の終了の際の手続）

第七十四条の十一　略

2　国税に関する調査の結果、更正決定等をすべきと認める場合には、当該職員は、当該納税義務者に対し、その調査結果の内容（更正決定等をすべきと認めた額及びその理由を含む。）を説明するものとする。

3　前項の規定による説明をする場合において、当該職員は、当該納税義務者に対し修正申告又は期限後申告を勧奨することができる。この場合において、当該調査の結果に関し当該納税義務者が納税申告書を提出した場合には不服申立てをすることはできないが更正の請求をすることはできる旨を説明するとともに、その旨を記載した書面を交付しなければならない。

4　実地の調査により質問検査等を行った納税義務者について第七十四条の九第三項第二号に規定する税務代理人がある場合において、当該納税義務者の同意がある場合には、当該納税義務者への前三項に規定する通知、説明又は交付（以下この項において「通知等」という。）に代えて、当該税務代理人への通知等を行うことができる。

5　略

○国税通則法施行規則

（交付送達の手続）

第一条　略

2　交付送達を行う職員は、法第十二条第五項第二号の交付送達を行った場合には、その旨を記載した書面を作成しなければならない。

3　略

○所得税法

（一時所得）

第二十四条　一時所得とは、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得及び譲渡所得以外の所得のうち、営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時

の所得で労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を有しないものをいう。

2　一時所得の金額は、その年中の一時所得に係る総収入金額からその収入を得るために支出した金額（その収入を生じた行為をするため、又はその収入を生じた原因の発生に伴い直接要した金額に限る。）の合計額を控除し、その残額から一時所得の特別控除額を控除した金額とする。

3　略

（雑所得）

第三十五条　雑所得とは、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得及び一時所得のいずれにも該当しない所得をいう。

2　雑所得の金額は、次の各号に掲げる金額の合計額とする。

一　略

二　その年中の雑所得（公的年金等に係るものを除く。）に係る総収入金額から必要経費を控除した金額

3　略

以上

（別紙）

本件各処分の根拠及び適法性（被告の主張）

1　本件競馬所得に係る一時所得の金額

(1) 本件競馬所得に係る一時所得の金額の計算方法

ア　所得税法３４条２項は、一時所得の金額は、その年中の一時所得に係る総収入金額からその収入を得るために支出した金額（その収入を生じた行為をするため、又はその収入を生じた原因の発生に伴い直接要した金額に限る。）の合計額を控除し、その残額から一時所得の特別控除額を控除した金額とすると規定している。

一時所得の総収入金額から控除するのは、事業所得や雑所得等で用いられる「必要経費」（所得税法３７条）という概念ではなく、「その収入を得るために支出した金額」であり、当該支出した金額の内容は、「その収入を生じた行為をするため直接要した金額」又は「その収入を生じた原因の発生に伴い直接要した金額」に限られる。

イ　本件競馬所得に係る収入は、ＪＲＡから原告に対して交付された馬券の払戻金であり、当該払戻金は馬券の的中により生じたものであって、何ら払戻金を生じさせない外れ馬券の購入に係る支出は控除項目から除かれるべきであるから、「その収入を得るために支出した金額」は、当該払戻金の交付を受けることとなった行為又は原因ごとに個別対応的に計算された金額に限られ、具体的には、当該払戻金の基因となった馬券、すなわち的中した馬券の購入金額に限られる。

ウ　以上のとおり、本件競馬所得に係る一時所得の金額の計算上、控除すべき金額は、払戻金の基因となった馬券すなわち的中した馬券の購入金額に限られるところ、原告の各競走における的中した馬券の購入金額を示す記録が明らかとなっておらず、本件ネット指定口座の取引明細表（乙第６号証）からは各節ごとの馬券の購入に係る出金額が判明するにとどまり、具

体的な的中した馬券に係る購入金額は不明であった。そのため、処分行政庁は、本件ネット指定口座の取引明細表（乙第６号証）に基づき、判明する最小単位である節ごとの払戻金等の総額(別表１－１ないし１－５の「①入金額」欄）から、その節において馬券の購入に要した購入金の総額（別表１－１ないし１－５の「②出金額」欄。ただし、その節において、馬券の購入金の総額が入金額を超える場合は、入金額を限度とする。）を控除する方法により、一時所得の金額を算出した。

(2) 本件競馬所得に係る総収入金額

前記第６の２(2)のとおり、本件各年分における本件競馬所得に係る総収入金額は、それぞれ別表１－１ないし１－５の「④収入金額（①）」欄の金額の合計額である。

なお、上記集計額には、的中した馬券の払戻金のほか、開催中止、出走取消し又は競走除外により無効となった馬券購入金額の返還金等が含まれている。

(3) 本件競馬所得に係るその収入を得るために支出した金額

本件各年分における本件競馬所得を得るために支出した金額は、それぞれ別表１－１ないし１－５の「⑤収入を得るために支出した金額」欄の金額の合計額である。

なお、当該集計額には、的中した馬券の購入金額のほか、外れ馬券の購入金額、購入した馬券が無効となった際の返還金に係る購入金額が含まれている。

(4) 本件競馬所得に係る一時所得の金額

本件競馬所得に係る一時所得の金額は、前記(2)のとおり計算した「総収入金額」から、前記(3)のとおり計算した「その収入を得るために支出した金額」（入金額を限度とした出金額の合計額）を控除し、その残額（別表１－１ないし１－５「⑥差引金額（④－⑤）」欄の「合計金額」欄参照）から一時所

得の特別控除額５０万円を控除したものとなる。

なお、上記総収入金額及びその収入を得るために支出した金額には、的中した馬券以外の馬券の購入金額の返還金又は当該馬券の購入金額が計上されいるが、結局、これらを差し引きすれば所得金額は生じないから、本件競馬所得に係る一時所得の金額の計算に影響を与えない。

２　本件各更正処分の根拠

被告が本訴において主張する原告の本件各年分の所得税等の所得金額及び納付すべき税額等は、以下のとおりである。

(1) 平成２９年分

ア　総所得金額（別表４①欄）　９６９７万０１７８円

上記金額は、次の(ｱ)ないし(ｳ)の合計額である。

(ｱ) 不動産所得の金額（別表４②欄）　△２２万４９６７円

上記金額は、原告の平成２９年分の所得税等の確定申告書（以下「平成２９年分確定申告書」という。）に記載された金額（乙第８号証の１・１枚目「所得金額」の「不動産」③欄）と同額である。

なお、所得金額の前の△は損失の金額を表す。

(ｲ) 給与所得の金額（別表４③欄）　７５８０万円

上記金額は、原告の平成２９年分確定申告書に記載された金額（乙第８号証の１・１枚目「所得金額」の「給与」⑥欄）と同額である。

(ｳ) 一時所得の金額（総所得金額に算入すべき一時所得の金額。以下同じ。）（別表４④欄）　２１３９万５１４５円

上記金額は、次のａの総収入金額からｂの収入を得るために支出した金額及び所得税法３４条３項に規定する一時所得の特別控除額５０万円を控除した金額の２分の１に相当する金額（小数点以下の端数を切り捨てた後の金額）である（所得税法２２条（令和５年法律第３号による改正前のもの）２項２号。後記(2)ないし(5)の各アにおいて同じ。）。

a　総収入金額（別表４ア欄）　７９３７万１４４０円

上記金額は、前記１(2)で述べたとおり、平成２９年中の本件競馬所得に係る総収入金額であり、本件ネット指定口座に入金された金額を集計したものである（別表１－１「④収入金額（①）」の「合計金額」欄）。

b　収入を得るために支出した金額（別表４ウ欄）

３６０８万１１５０円

上記金額は、原告が平成２９年中に収入（払戻金）を得るために支出した金額として、前記１(1)及び(3)で述べたとおり、原告は馬券の購入についての記録は一切保存がなく、ある節に購入した馬券のうちどの馬券が的中馬券であるかの特定が困難であるから、納税者(原告)に有利に考え、節ごとに本件ネット指定口座からの出金額（別表１－１「②出金額」欄）に見合う馬券が的中馬券であるとして、当該出金額がその節における払戻金を得るために支出した金額とした（別表１－１「⑤収入を得るために支出した金額」の「合計金額」欄）。もっとも、いわゆるオッズが１を下回る的中馬券は存在しないことから（競馬法８条２項）、当該出金額がその節における本件ネット指定口座の入金額（別表１－１「④収入金額(①)」欄）を上回る場合は、当該入金額を限度としている（以上の基本的な考え方は平成３０年分ないし令和３年分も同じである。）。なお、所得税法３４条２項の規定により、同項の「収入を得るために支出した金額」が、購入馬券の金額のうち、的中した馬券の購入金額に限られることについては、前記１(1)で詳述したとおりである。

イ　上場株式等の譲渡所得の金額（別表４⑤欄）　１６４万３８１７円

上記金額は、原告の平成２９年分確定申告書に記載された金額（乙第８号証の１・３枚目「所得金額」の「分離課税」の「上場株式等の譲渡」㊺

欄）と同額である。

ウ　所得金額から差し引かれる金額（別表４⑥欄）　３２２万１０４８円

上記金額は、次の(ｱ)及び(ｲ)の各金額の合計額である。

(ｱ) 医療費控除の額（別表４⑦欄）　０円

上記金額は、次のａの金額からｂの金額を控除した後の金額零円である。

ａ　支払った医療費の額（別表４ａ欄）　８３万４１９０円

上記金額は、原告の平成２９年分確定申告書（乙第８号証の１・２枚目「⑪医療費控除」の「支払医療費等」欄）及びその添付書類である「平成２９年分医療費控除の明細書」（乙第８号証の１・４枚目「３控除額の計算」の「支払った医療費」欄）に、支払った医療費として記載された金額である。

ｂ　医療費控除の対象外となる金額（別表４ｂ欄）　８３万４１９０円

上記金額は、医療費控除の明細書に記載された金額のうち、医療費の明細が確認できる領収を証する書類（領収書）の提示がないものの金額（所得税法７３条２項及び同法１２０条５項（令和３年法律第１１号による改正前のもの））である。

(ｲ) その他の所得控除の額の合計額（別表４⑧欄）　３２２万１０４８円

上記金額は、原告の平成２９年分確定申告書に記載された社会保険料控除の額１５１万０３６８円、小規模企業共済等掛金控除の額８４万円、生命保険料控除の額１０万円、地震保険料控除の額１万０６８０円、扶養控除の額３８万円及び基礎控除の額３８万円（乙第８号証の１・１枚目「所得から差し引かれる金額」の⑫ないし⑮、㉓及び㉔欄）の合計額である。

エ　課税総所得金額（別表４⑨欄）　９３７４万９０００円

上記金額は、前記アの総所得金額９６９７万０１７８円から前記ウの所

得金額から差し引かれる金額の合計額３２２万１０４８円を控除した後の金額（ただし、通則法１１８条１項の規定により１０００円未満の端数を切り捨てた後のもの。後記(2)ないし(5)の各エにおいて同じ。）である。

オ　株式等に係る課税譲渡所得等の金額（別表４⑩欄）　１６４万３０００円

上記金額は、前記イの上場株式等の譲渡所得の金額（ただし、通則法１１８条１項の規定により１０００円未満の端数を切り捨てた後のもの。後記(2)ないし(5)の各オにおいて同じ。）であり、原告の平成２９年分確定申告書に記載された株式等に係る課税譲渡所得等の金額（乙第８号証の１・３枚目「税金の計算」の「課税される所得金額」の「㊹㊺対応分」㊸欄）と同額である。

カ　納付すべき税額（別表４⑯欄）　９６３万５２００円

上記金額は、次の(ア)ないし(ウ)の各金額を合計した後、(エ)の金額を控除した後の金額（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「復興財源確保法」という。）２４条２項の規定により１００円未満の端数を切り捨てた後の金額。後記(2)ないし(5)の各カにおいて同じ。）である。

(ア) 課税総所得金額に対する税額（別表４⑪欄）　３７３９万１０５０円

上記金額は、前記エの課税総所得金額９３７４万９０００円に所得税法８９条１項に規定する税率を乗じて算出した金額である。

(イ) 株式等に係る課税譲渡所得等の金額に対する税額（別表４⑫欄）　２４万６４５０円

上記金額は、原告の平成２９年分確定申告書に記載された上場株式等の課税譲渡所得等の金額に対する税額（乙第８号証の１・３枚目「税金の計算」の「税額」の「㊸対応分」㊶欄）と同額である。

(ウ) 復興特別所得税額（別表４⑭欄）　７９万０３８７円

上記金額は、前記(ア)の課税総所得金額に対する税額３７３９万１０５

０円及び前記(イ)の株式等に係る課税譲渡所得等の金額に対する税額２４万６４５０円の合計額３７６３万７５００円(算出税額。別表４⑬欄)に復興財源確保法１３条に規定する１００分の２．１の税率を乗じて算出した金額である。

(エ) 源泉徴収税額（別表４⑮欄）　２８７９万２６０８円

上記金額は、前記ア(イ)の給与所得に係る源泉徴収税額であり、原告の平成２９年分確定申告書に記載された所得税等の源泉徴収税額（乙第８号証の１・１枚目「税金の計算」の「所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額」⑭欄）と同額である。

(2) 平成３０年分

ア　総所得金額（別表４①欄）　１億０１８７万３７１５円

上記金額は、次の(ア)及び(イ)の合計額である。

(ア) 給与所得の金額（別表４③欄）　７５８０万円

上記金額は、原告の平成３０年分の所得税等の確定申告書（以下「平成３０年分確定申告書」という。）に記載された金額（乙第８号証の２・１枚目「所得金額」の「給与」⑥欄）と同額である。

(イ) 一時所得の金額（別表４④欄）　２６０７万３７１５円

上記金額は、次のａの総収入金額から、ｂの収入を得るために支出した金額及び一時所得の特別控除額５０万円を控除した金額の２分の１に相当する金額である。

ａ　総収入金額（別表４ア欄）　８８３８万９４８０円

上記金額は、前記１(2)で述べたとおり、平成３０年中の本件競馬所得に係る総収入金額であり、本件ネット指定口座に入金された金額を集計したものである(別表１－２「④収入金額(①)」の「合計金額」欄)。

ｂ　収入を得るために支出した金額（別表４ウ欄）

３５７４万２０５０円

上記金額は、原告が平成３０年中に収入（払戻金）を得るために支出した金額で（別表１－２「⑤収入を得るために支出した金額」の「合計金額」欄）、前記(1)ア(ｳ)ｂで述べたとおり、節ごとに本件ネット指定口座からの出金額（別表１－２「②出金額」欄）が、その節における本件ネット指定口座の入金額を上回る場合は、当該入金額を限度としている。

イ　上場株式等の譲渡所得の金額（別表４⑤欄）　　７８万０９３６円

上記金額は、原告の平成３０年分確定申告書に記載された金額１８万８６８３円（乙第８号証の２・３枚目「所得金額」の「分離課税」の「上場株式等の譲渡」㊸欄）に、次の(ｱ)の金額から(ｲ)の金額を控除した後の金額５９万２２５３円（[redacted]株式の譲渡所得の金額。別表４Ｂ欄）を合計した金額である。

(ｱ) 総収入金額（別表４Ｃ欄）　　１１１万８５３４円

上記金額は、平成３０年９月２０日に[redacted]株式の売却により得られた金額である。

(ｲ) 取得費及び譲渡に要した費用の額等（別表４Ｄ欄）　５２万６２８１円

上記金額は、平成３０年９月２０日に売却した[redacted]株式の取得費５０万５４８５円及び委託手数料２万０７９６円の合計額である。

ウ　所得金額から差し引かれる金額（別表４⑥欄）　　２８４万２１４６円

上記金額は、次の(ｱ)及び(ｲ)の各金額の合計額である。

(ｱ) 医療費控除の額（別表４⑦欄）　　０円

上記金額は、次のａの金額からｂの金額を控除した後の金額零円である。

ａ　支払った医療費の額（別表４ａ欄）　　１３０万４７８７円

上記金額は、原告の平成３０年分確定申告書及びその添付書類である「平成３０年分医療費控除の明細書」に、支払った医療費として記

載された金額（乙第８号証の２・２枚目「⑪医療費控除」の「支払医療費等」欄及び同４枚目「３控除額の計算」の「支払った医療費」欄）である。

b　医療費控除の額の対象外となる金額（別表４ｂ欄）

１３０万４７８７円

上記金額は、医療費控除の明細書に記載された金額のうち、医療費の明細が確認できる領収を証する書類（領収書）の提示がないものの金額（所得税法７３条２項及び同法１２０条５項（令和３年法律第１１号による改正前のもの））である。

(イ) その他の所得控除の額の合計額（別表４⑧欄）　２８４万２１４６円

上記金額は、原告の平成３０年分確定申告書に記載された社会保険料控除の額１５１万１４６６円、小規模企業共済等掛金控除の額８４万円、生命保険料控除の額１０万円、地震保険料控除の額１万０６８０円及び基礎控除の額３８万円（乙第８号証の２・１枚目の「所得から差し引かれる金額」の⑫ないし⑮及び㉔欄）の合計額である。

エ　課税総所得金額（別表４⑨欄）　９９０３万１０００円

上記金額は、前記アの総所得金額１億０１８７万３７１５円から前記ウの所得金額から差し引かれる金額の合計額２８４万２１４６円を控除した後の金額である。

オ　株式等に係る課税譲渡所得等の金額（別表４⑩欄）　７８万円

上記金額は、前記イの上場株式等の譲渡所得の金額である。

カ　納付すべき税額（別表４⑯欄）　１１８８万８４００円

上記金額は、次の(ア)ないし(ウ)の各金額を合計した後、(エ)の金額を控除した後の金額である。

(ア) 課税総所得金額に対する税額（別表４⑪欄）　３９７６万７９５０円

上記金額は、前記エの課税総所得金額９９０３万１０００円に所得税

法８９条１項に規定する税率を乗じて算出した金額である。

(イ) 株式等に係る課税譲渡所得等の金額に対する税額（別表４⑫欄）

１１万７０００円

上記金額は、前記オの上場株式等の課税譲渡所得等の金額７８万円に租税特別措置法３７条の１１第１項に規定する１００分の１５を乗じて算出した金額である。

(ウ) 復興特別所得税額（別表４⑭欄）　８３万７５８３円

上記金額は、前記(ア)の課税総所得金額に対する税額３９７６万７９５０円及び前記(イ)の株式等に係る課税譲渡所得等の金額に対する税額１１万７０００円の合計額３９８８万４９５０円(算出税額。別表４⑬欄)に復興財源確保法１３条に規定する１００分の２．１の税率を乗じて算出した金額である。

(エ) 源泉徴収税額（別表４⑮欄）　２８８３万４１１９円

上記金額は、前記ア(ア)の給与所得に係る源泉徴収税額であり、原告の平成３０年分確定申告書に記載された所得税等の源泉徴収税額（乙第８号証の２・１枚目「税金の計算」の「所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額」㊹欄）と同額である。

(3) 令和元年分

ア　総所得金額（別表４①欄）　９４６６万０９２０円

上記金額は、次の(ア)ないし(ウ)の合計額である。

(ア) 不動産所得の金額（別表４②欄）　１４２万３４０１円

上記金額は、原告の令和元年分の所得税等の確定申告書（以下「令和元年分確定申告書」という。）に記載された金額（乙第８号証の３・１枚目「所得金額」の「不動産」③欄）と同額である。

(イ) 給与所得の金額（別表４③欄）　６８６５万円

上記金額は、原告の令和元年分確定申告書に記載された金額（乙第８

号証の３・１枚目「所得金額」の「給与」⑥欄）と同額である。

(ｳ) 一時所得の金額（別表４④欄）　２４５８万７５１９円

上記金額は、次のａの総収入金額から、ｂの収入を得るために支出した金額及び一時所得の特別控除額５０万円を控除した金額の２分の１に相当する金額である。

ａ　総収入金額（別表４ア欄）　１億０９９４万８３６６円

上記金額は、原告の令和元年分確定申告書に記載された一時所得に係る収入金額５３６８万０２０６円（乙第８号証の３・２枚目「○雑所得（公的年金等以外）、総合課税の配当所得・譲渡所得、一時所得に関する事項」の「収入金額」欄）に、前記１(2)で述べたとおり、令和元年中の本件競馬所得の総収入金額として、本件ネット指定口座に入金された金額を集計した金額５６２６万８１６０円（別表１－３「④収入金額(①)」の「合計金額」欄）を加算した金額である。

ｂ　収入を得るために支出した金額（別表４ウ欄）

６０２７万３３２８円

上記金額は、原告の令和元年分確定申告書に記載された一時所得に係る必要経費等の金額２９５７万０９４３円（乙第８号証の３・２枚目「○　雑所得（公的年金等以外）、総合課税の配当所得・譲渡所得、一時所得に関する事項」の「必要経費等」欄）に、前記１(1)及び(3)で述べたとおり、原告が令和元年中に収入（払戻金）を得るために支出した金額３０７０万２３８５円（別表１－３「⑤収入を得るために支出した金額」の「合計金額」欄）を加算した金額である。なお、前記(1)ア(ｳ)ｂで述べたとおり、節ごとに本件ネット指定口座からの出金額（別表１－３「②出金額」欄）が、その節における本件ネット指定口座の入金額を上回る場合は、当該入金額を限度としている。

イ　上場株式等の譲渡所得の金額（別表４⑤欄）　５７５７円

上記金額は、原告の令和元年分確定申告書に記載された金額（乙第８号証の３・３枚目「所得金額」の「分離課税」の「上場株式等の譲渡」㊾欄）と同額である。

ウ　所得金額から差し引かれる金額（別表４⑥欄）　３０８万１８９２円

上記金額は、次の(ｱ)及び(ｲ)の各金額の合計額である。

(ｱ) 医療費控除の額（別表４⑦欄）　０円

上記金額は、次のａの金額からｂの金額を控除した後の金額零円である。

ａ　支払った医療費の額（別表４ａ欄）　２１２万１７０７円

上記金額は、原告の令和元年分確定申告書及びその添付書類である「令和１年分医療費控除の明細書」に、支払った医療費として記載された金額（乙第８号証の３・２枚目「㉓医療費控除」の「支払医療費等」欄及び同４枚目「３控除額の計算」の「支払った医療費」欄）である。

ｂ　医療費控除の対象外となる金額（別表４ｂ欄）　２１２万１７０７円

上記金額は、医療費控除の明細書に記載された金額のうち、医療費の明細が確認できる領収を証する書類（領収書）の提示がないものの金額２１２万１７０７円（所得税法７３条２項及び同法１２０条５項（令和３年法律第１１号による改正前のもの））である。

(ｲ) その他の所得控除の額の合計額（別表４⑧欄）　３０８万１８９２円

上記金額は、原告の令和元年分確定申告書に記載された社会保険料控除の額１５３万１４４０円、小規模企業共済等掛金控除の額８４万円、生命保険料控除の額１０万円、地震保険料控除の額４４５２円、寄附金控除２２万６０００円及び基礎控除の額３８万円（乙第８号証の３・１枚目「所得から差し引かれる金額」の⑩ないし⑬、⑳及び㉔欄）の合計額である。

エ　課税総所得金額（別表４⑨欄）　９１５７万９０００円

上記金額は、前記アの総所得金額９４６６万０９２０円から前記ウの所得金額から差し引かれる金額の合計額３０８万１８９２円を控除した後の金額である。

オ　株式等に係る課税譲渡所得等の金額（別表４⑩欄）　５０００円

上記金額は、前記イの上場株式等の譲渡所得の金額であり、原告の令和元年分確定申告書に記載された株式等に係る課税譲渡所得等の金額（乙第８号証の３・３枚目「税金の計算」の「課税される所得金額」の「㊹㊾対応分」㉓欄）と同額である。

カ　納付すべき税額（別表４⑯欄）　１１４５万４６００円

上記金額は、次の(ｱ)ないし(ｳ)の各金額を合計した後、(ｴ)の金額を控除した後の金額である。

(ｱ) 課税総所得金額に対する税額（別表４⑪欄）　３６４１万４５５０円

上記金額は、前記エの課税総所得金額９１５７万９０００円に所得税法８９条１項に規定する税率を乗じて算出した金額である。

(ｲ) 株式等に係る課税譲渡所得等の金額に対する税額（別表４⑫欄）　７５０円

上記金額は、原告の令和元年分確定申告書に記載された上場株式等の課税譲渡所得等の金額に対する税額（乙第８号証の３・３枚目「税金の計算」の「税額」の「㉓対応分」㉛欄）と同額である。

(ｳ) 復興特別所得税額（別表４⑭欄）　７６万４７２１円

上記金額は、前記(ｱ)の課税総所得金額に対する税額３６４１万４５５０円及び前記(ｲ)の株式等に係る課税譲渡所得等の金額に対する税額７５０円の合計額３６４１万５３００円（算出税額。別表４⑬欄）に復興財源確保法１３条に規定する１００分の２．１の税率を乗じて算出した金額である。

(エ) 源泉徴収税額（別表４⑮欄）　２５７２万５３５５円

上記金額は、前記ア(イ)の給与所得に係る源泉徴収税額であり、原告の令和元年分確定申告書に記載された源泉徴収税額（乙第８号証の３・１枚目「税金の計算」の「源泉徴収税額」㊹欄）と同額である。

(4) 令和２年分

ア　総所得金額（別表４①欄）　１億１０７４万７７９６円

上記金額は、次の(ア)ないし(ウ)の合計額である。

(ア) 不動産所得の金額（別表４②欄）　１５０万３４７４円

上記金額は、原告の令和２年分の所得税等の確定申告書（以下「令和２年分確定申告書」という。）に記載された金額（乙第８号証の４・１枚目「所得金額等」の「不動産」③欄）と同額である。

(イ) 給与所得の金額（別表４③欄）　７３０５万円

上記金額は、原告の令和２年分確定申告書に記載された金額（乙第８号証の４・１枚目「所得金額等」の「給与」⑥欄）と同額である。

(ウ) 一時所得の金額（別表４④欄）　３６１９万４３２２円

上記金額は、次のａの総収入金額から、ｂの収入を得るために支出した金額及び一時所得の特別控除額５０万円を控除した金額の２分の１に相当する金額である。

ａ　総収入金額（別表４ア欄）　１億１４０９万７２４０円

上記金額は、前記１(2)で述べたとおり、令和２年中の本件競馬所得に係る総収入金額であり、本件ネット指定口座に入金された金額を集計したものである（別表１－４「④収入金額(①)」の「合計金額」欄）。

ｂ　収入を得るために支出した金額（別表４ウ欄）

４１２０万８５９５円

上記金額は、原告が令和２年中に収入（払戻金）を得るために支出した金額で（別表１－４「⑤収入を得るために支出した金額」の「合

計金額」欄）、前記(1)ア(ウ)ｂで述べたとおり、節ごとに本件ネット指定口座からの出金額（別表１－４「②出金額」欄）が、その節における本件ネット指定口座の入金額を上回る場合は、当該入金額を限度としている。

イ　上場株式等の譲渡所得の金額（別表４⑤欄）　１８２万２９３７円

上記金額は、原告の令和２年分確定申告書に記載された金額（乙第８号証の４・３枚目「所得金額」の「分離課税」の「上場株式等の譲渡」⑳欄）と同額である。

ウ　所得金額から差し引かれる金額（別表４⑥欄）　２８８万３０１５円

上記金額は、次の(ｱ)及び(ｲ)の各金額の合計額である。

(ｱ) 医療費控除の額（別表４⑦欄）　０円

上記金額は、次のａの金額からｂの金額を控除した後の金額８万３６０５円が、前記ア及びイの合計額の１００分の５に相当する金額又は１０万円のいずれか少ない金額を超えていないため（所得税法７３条１項）、零円である。

ａ　支払った医療費の額（別表４ａ欄）　２９８万１７８５円

上記金額は、原告の令和２年分確定申告書の添付書類である「令和２年分医療費控除の明細書【内訳書】」に、支払った医療費として記載された金額（乙第８号証の４・４枚目「３控除額の計算」の「支払った医療費」欄）である。

ｂ　医療費控除の対象外となる金額（別表４ｂ欄）　２８９万８１８０円

上記金額は、医療費控除の明細書に記載された金額のうち、原告が医薬品の購入代金としての内容を明らかにしない有限会社[redacted]及び株式会社[redacted]への支払金額２８９万８１８０円（所得税法７３条２項及び同法１２０条５項（令和３年法律第１１号による改正前のもの））である。

(イ) その他の所得控除の額の合計額（別表４⑧欄）　２８８万３０１５円

上記金額は、原告の令和２年分確定申告書に記載された社会保険料控除の額１５４万８０１５円、小規模企業共済等掛金控除の額８４万円、生命保険料控除の額１０万円、地震保険料控除の額５万円及び寄附金控除の額３４万５０００円（乙第８号証の４・１枚目「所得から差し引かれる金額」の⑬ないし⑯及び㉘欄）の合計額である。

エ　課税総所得金額（別表４⑨欄）　１億０７８６万４０００円

上記金額は、前記アの総所得金額１億１０７４万７７９６円から前記ウの所得金額から差し引かれる金額の合計額２８８万３０１５円を控除した後の金額である。

オ　株式等に係る課税譲渡所得等の金額（別表４⑩欄）　１８２万２０００円

上記金額は、前記イの上場株式等の譲渡所得の金額であり、原告の令和２年分確定申告書に記載された株式等に係る課税譲渡所得等の金額（乙第８号証の４・３枚目「税金の計算」の「課税される所得金額」の「㊾㊿対応分」㊽欄）と同額である。

カ　納付すべき税額（別表４⑯欄）　１６９８万２３００円

上記金額は、次の(ア)ないし(ウ)の各金額を合計した後、(エ)の金額を控除した後の金額である。

(ア) 課税総所得金額に対する税額（別表４⑪欄）　４３７４万２８００円

上記金額は、前記エの課税総所得金額１億０７８６万４０００円に所得税法８９条１項に規定する税率を乗じて算出した金額である。

(イ) 株式等に係る課税譲渡所得等の金額に対する税額（別表４⑫欄）　２７万３３００円

上記金額は、原告の令和２年分確定申告書に記載された上場株式等の課税譲渡所得等の金額に対する税額（乙第８号証の４・３枚目「税金の計算」の「税額」の「㊽対応分」㊾欄）と同額である。

(ｳ) 復興特別所得税額（別表４⑭欄）　　９２万４３３８円

上記金額は、前記(ｱ)の課税総所得金額に対する税額４３７４万２８００円及び前記(ｲ)の株式等に係る課税譲渡所得等の金額に対する税額２７万３３００円の合計額４４０１万６１００円（算出税額。別表４⑬欄）に復興財源確保法１３条に規定する１００分の２．１の税率を乗じて算出した金額である。

(ｴ) 源泉徴収税額（別表４⑮欄）　　２７９５万８０５０円

上記金額は、前記ア(ｲ)の給与所得に係る源泉徴収税額であり、原告の令和２年分確定申告書に記載された源泉徴収税額（乙第８号証の４・１枚目「税金の計算」の「源泉徴収税額」㊽欄）と同額である。

(5) 令和３年分

ア　総所得金額（別表４①欄）　　７８１９万２０６０円

上記金額は、次の(ｱ)ないし(ｳ)の合計額である。

(ｱ) 不動産所得の金額（別表４②欄）　　１５３万５８１３円

上記金額は、原告の令和３年分の所得税等の確定申告書（以下「令和３年分確定申告書」という。）に記載された金額（乙第８号証の５・１枚目「所得金額等」の「不動産」③欄）と同額である。

(ｲ) 給与所得の金額（別表４③欄）　　７３０５万円

上記金額は、原告の令和３年分確定申告書に記載された金額（乙第８号証の５・１枚目「所得金額等」の「給与」⑥欄）と同額である。

(ｳ) 一時所得の金額（別表４④欄）　　３６０万６２４７円

上記金額は、次のａの総収入金額から、ｂの収入を得るために支出した金額及び一時所得の特別控除額５０万円を控除した金額の２分の１に相当する金額である。

ａ　総収入金額（別表４ア欄）　　３９１２万２７９０円

上記金額は、前記１(2)で述べたとおり、令和３年中の本件競馬所得

に係る総収入金額であり、本件ネット指定口座に入金された金額を集計したものである（別表１－５「④収入金額（①）」の「合計金額」欄）。

b　収入を得るために支出した金額（別表４ウ欄）

３１４１万０２９５円

上記金額は、原告が令和３年中に収入（払戻金）を得るために支出した金額で（別表１－５「⑤収入を得るために支出した金額」の「合計金額」欄）、前記(1)ア(ウ)ｂで述べたとおり、節ごとに本件ネット指定口座からの出金額（別表１－５「②出金額」欄）が、その節における本件ネット指定口座の入金額を上回る場合は、当該入金額を限度としている。

イ　上場株式等の譲渡所得の金額（別表４⑤欄）　４７５万７８５７円

上記金額は、原告の令和３年分確定申告書に記載された金額（乙第８号証の５・３枚目の「所得金額」の「分離課税」の「上場株式等の譲渡」⑳欄）と同額である。

ウ　所得金額から差し引かれる金額（別表４⑥欄）　３６７万５８０５円

上記金額は、次の(ｱ)及び(ｲ)の各金額の合計額である。

(ｱ) 医療費控除の額（別表４⑦欄）　４６万５８１０円

上記金額は、次のａの金額からｂの金額を控除した後の金額５６万５８１０円から１０万円（前記ア及びイの合計額の１００分の５に相当する金額又は１０万円のいずれか少ない金額。別表４ｃ欄）を控除した金額（所得税法７３条１項）である。

ａ　支払った医療費の額（別表４ａ欄）　３８１万８６６０円

上記金額は、原告の令和３年分確定申告書の添付書類である「令和３年分医療費控除の明細書【内訳書】（兼医療費通知の記載事項）」に、支払った医療費として記載された金額（乙第８号証の５・４枚目

「３控除額の計算」の「支払った医療費」欄）である。

ｂ　医療費控除の対象外となる金額（別表４ｂ欄）　３２５万２８５０円

上記金額は、医療費控除の明細書に記載された金額のうち、医薬品の購入代金としての内容を明らかにしない有限会社[redacted]への支払金額３２５万２８５０円（所得税法７３条２項及び同法１２０条５項）である。

(ｲ) その他の所得控除の額の合計額（別表４⑧欄）　３２０万９９９５円

上記金額は、原告の令和３年分確定申告書に記載された社会保険料控除の額１６０万３９９５円、小規模企業共済等掛金控除の額８４万円、生命保険料控除の額１２万円、地震保険料控除の額５万円及び寄附金控除の額５９万６０００円（乙第８号証の５・１枚目「所得から差し引かれる金額」の⑬ないし⑯及び㉘欄）の合計額である。

エ　課税総所得金額（別表４⑨欄）　７４５１万６０００円

上記金額は、前記アの総所得金額７８１９万２０６０円から前記ウの所得金額から差し引かれる金額の合計額３６７万５８０５円を控除した後の金額である。

オ　株式等に係る課税譲渡所得等の金額（別表４⑩欄）　４７５万７０００円

上記金額は、前記イの上場株式等の譲渡所得の金額であり、原告の令和３年分確定申告書に記載された株式等に係る課税譲渡所得等の金額（乙第８号証の５・３枚目「税金の計算」の「課税される所得金額」の「㊾㊿対応分」㊽欄）と同額である。

カ　納付すべき税額（別表４⑯欄）　２１３万５８００円

上記金額は、次の(ｱ)ないし(ｳ)の各金額を合計した後、(ｴ)の金額を控除した後の金額である。

(ｱ) 課税総所得金額に対する税額（別表４⑪欄）　２８７３万６２００円

上記金額は、前記エの課税総所得金額７４５１万６０００円に所得税

法８９条１項に規定する税率を乗じて算出した金額である。

(イ) 株式等に係る課税譲渡所得等の金額に対する税額（別表４⑫欄）

７１万３５５０円

上記金額は、原告の令和３年分確定申告書に記載された上場株式等の課税譲渡所得等の金額に対する税額（乙第８号証の５・３枚目「税金の計算」の「税額」の「㉘対応分」㉚欄）と同額である。

(ウ) 復興特別所得税額（別表４⑭欄）　６１万８４４４円

上記金額は、前記(ア)の課税総所得金額に対する税額２８７３万６２００円及び前記(イ)の株式等に係る課税譲渡所得等の金額に対する税額７１万３５５０円の合計額２９４４万９７５０円（算出税額。別表４⑬欄）に復興財源確保法１３条に規定する１００分の２．１の税率を乗じて算出した金額である。

(エ) 源泉徴収税額（別表４⑮欄）　２７９３万２３２８円

上記金額は、前記ア(イ)の給与所得に係る源泉徴収税額であり、原告の令和３年分確定申告書に記載された源泉徴収税額（乙第８号証の５・１枚目「税金の計算」の「源泉徴収税額」㊽欄）と同額である。

３　本件各更正処分の適法性

被告が本訴において主張する原告の本件各年分の所得税等の納付すべき税額は、前記２(1)ないし(5)の各カで述べたとおり、それぞれ

平成２９年分　９６３万５２００円

平成３０年分　１１８８万８４００円

令和元年分　１１４５万４６００円

令和２年分　１６９８万２３００円

令和３年分　２１３万５８００円

であるところ、上記各金額は、いずれも本件各更正処分における納付すべき税額（別表２－１及び２－２の「更正処分等」の「⑦納付すべき税額」欄）と同

額であるから、本件各更正処分はいずれも適法である。

4　本件各賦課決定処分の根拠

前記３のとおり、本件各更正処分はいずれも適法であるところ、本件各更正処分により原告が新たに納付すべき税額（別表４「差引納付すべき税額」⑱欄）の計算の基礎となった事実のうちに、本件各更正処分前における税額の計算の基礎とされていなかったことについて、通則法６５条（令和４年法律第４号による改正前のもの。以下、同条について同じ。）４項１号に規定する「正当な理由」があると認められない。

したがって、原告には次の(1)ないし(5)のとおり、過少申告加算税が課されることとなる。

(1) 平成２９年分の過少申告加算税の額（別表４⑲欄）　１０１万６０００円

上記金額は、原告が平成２９年分の更正処分により新たに納付すべき税額１０１６万７５００円（別表４⑱欄）のうち、通則法１１８条３項の規定により１万円未満の端数を切り捨てた後の金額１０１６万円を基礎として、これに通則法６５条１項及び復興財源確保法２４条４項の規定に基づき１００分の１０の割合を乗じて計算した金額である。

(2) 平成３０年分の過少申告加算税の額（別表４⑲欄）　１２６万６５００円

上記金額は、次のア及びイの各金額の合計額である。

ア　通常分の過少申告加算税の額　１２６万２０００円

上記金額は、原告が平成３０年分の更正処分により新たに納付すべき税額１２６２万３５００円（別表４⑱欄）のうち、通則法１１８条３項の規定により１万円未満の端数を切り捨てた後の金額１２６２万円を基礎として、これに通則法６５条１項及び復興財源確保法２４条４項の規定に基づき１００分の１０の割合を乗じて計算した金額である。

イ　財産債務調書に係る加重分の額　４５００円

上記金額は、内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る

調書の提出等に関する法律（令和２年法律第８号による改正前のもの。以下「**国外送金等調書法**」という。）６条の３第２項により準用する同法６条２項の規定に基づき、平成３０年分の更正処分により新たに納付すべき税額１２６２万３５００円のうち財産債務に係る部分（[redacted]株式の譲渡に係る所得の申告漏れ）に基づく本税額９万０７００円について、通則法１１８条３項の規定により１万円未満の端数を切り捨てた後の金額９万円に１００分の５の割合を乗じて計算した金額である。

原告は、平成２９年分において、所得税法１２０条１項の規定による申告書を提出すべき者であり、同年分の総所得金額及び上場株式等の譲渡所得の金額の合計額が２０００万円を超え、かつ、平成２９年１２月３１日においてその価額の合計額が１億円以上の国外転出特例対象財産を有しているから、原告は、同日において有する財産の種類等（[redacted]株式等）を記載した財産債務調書を平成３０年３月１５日までに所轄税務署長に提出しなければならなかったところ(国外送金等調書法６条の２第１項)、原告は財産債務調書を処分行政庁に提出していなかった。

平成３０年分の更正処分により新たに納付すべき税額には通則法６５条の規定の適用があり、[redacted]株式を記載した平成２９年分の財産債務調書の提出がなかったことから、平成３０年分の更正処分に係る過少申告加算税の額は、同条の規定にかかわらず、同条の規定により計算した金額（前記ア）に、上記金額（４５００円）を加算した金額となる（国外送金等調書法６条２項）。

(3) 令和元年分の過少申告加算税の額（別表４⑲欄）　６７万９０００円

上記金額は、原告が令和元年分の更正処分により新たに納付すべき税額６７.９万２０００円（別表４⑱欄）のうち、通則法１１８条３項の規定により１万円未満の端数を切り捨てた後の金額６７９万円を基礎として、これに通則法６５条１項及び復興財源確保法２４条４項の規定に基づき１００分の１

０の割合を乗じて計算した金額である。

(4) 令和２年分の過少申告加算税の額（別表４⑲欄）　１７５万４０００円

上記金額は、原告が令和２年分の更正処分により新たに納付すべき税額１７５４万８１００円（別表４⑱欄）のうち、通則法１１８条３項の規定により１万円未満の端数を切り捨てた後の金額１７５４万円を基礎として、これに通則法６５条１項及び復興財源確保法２４条４項の規定に基づき１００分の１０の割合を乗じて計算した金額である。

(5) 令和３年分の過少申告加算税の額（別表４⑲欄）　２３万６０００円

上記金額は、原告が令和３年分の更正処分により新たに納付すべき税額２３６万１９００円（別表４⑱欄）のうち、通則法１１８条３項の規定により１万円未満の端数を切り捨てた後の金額２３６万円を基礎として、これに通則法６５条１項及び復興財源確保法２４条４項の規定に基づき１００分の１０の割合を乗じて計算した金額である。

５　本件各賦課決定処分の適法性

被告が本訴において主張する平成２９年分ないし令和３年分の過少申告加算税の額は、前記４のとおり、それぞれ

平成２９年分　　１０１万６０００円
平成３０年分　　１２６万６５００円
令和元年分　　６７万９０００円
令和２年分　　１７５万４０００円
令和３年分　　２３万６０００円

であるところ、上記各金額は、いずれも本件各賦課決定処分の額（別表２－１及び２－２の本件各年分の「更正処分等」の「⑧過少申告加算税の額」欄）と同額であるから、本件各賦課決定処分はいずれも適法である。

以　上

別表１－１　節ごとの本件ネット指定口座における入出金の状況及び一時所得の金額の算定（平成29年分）

（単位．円）

節	日付	本件ネット指定口座における入出金の状況			一時所得の金額（特別控除前）		
		①入金額	②出金額	③差引収支（①－②）	④収入金額（①）	⑤収入を得るために支出した金額	⑥差引金額（④－⑤）
1	1月6日	143,790	1,064,705	△ 920,915	143,790	143,790	0
2	1月10日	1,357,520	1,502,580	△ 145,060	1,357,520	1,357,520	0
3	1月18日	25,400	925,645	△ 900,245	25,400	25,400	0
4	1月23日	13,370	1,280,075	△ 1,266,705	13,370	13,370	0
5	1月30日	186,790	1,100,030	△ 913,240	186,790	186,790	0
6	2月6日	84,200	880,000	△ 795,800	84,200	84,200	0
7	2月14日	255,820	650,030	△ 394,210	255,820	255,820	0
8	2月20日	163,100	800,000	△ 636,900	163,100	163,100	0
9	2月27日	156,350	800,000	△ 643,650	156,350	156,350	0
10	3月6日	18,840	880,000	△ 861,160	18,840	18,840	0
11	3月13日	314,910	700,030	△ 385,120	314,910	314,910	0
12	3月21日	483,100	380,015	103,085	483,100	380,015	103,085
13	3月27日	22,640	987,745	△ 965,105	22,640	22,640	0
14	4月3日	743,940	1,300,000	△ 556,060	743,940	743,940	0
15	4月10日	20	870,030	△ 870,010	20	20	0
16	4月17日	400	788,060	△ 787,660	400	400	0
17	4月24日	20,260	880,045	△ 859,785	20,260	20,260	0
18	5月1日	71,990	1,050,000	△ 978,010	71,990	71,990	0
19	5月8日	162,420	685,530	△ 523,110	162,420	162,420	0
20	5月15日	8,820	1,000,015	△ 991,195	8,820	8,820	0
21	5月22日	29,811,060	1,502,515	28,308,545	29,811,060	1,502,515	28,308,545
22	5月29日	8,673,710	10,500,000	△ 1,826,290	8,673,710	8,673,710	0
23	6月5日	29,650	2,170,075	△ 2,140,425	29,650	29,650	0
24	6月12日	4,955,400	2,170,075	2,785,325	4,955,400	2,170,075	2,785,325
25	6月19日	685,720	2,170,105	△ 1,484,385	685,720	685,720	0
26	6月26日	402,770	1,953,660	△ 1,550,890	402,770	402,770	0
27	7月3日	3,570,180	1,950,045	1,620,135	3,570,180	1,950,045	1,620,135
28	7月10日	263,790	2,300,060	△ 2,036,270	263,790	263,790	0
29	7月18日	899,930	1,500,000	△ 600,070	899,930	899,930	0
30	7月24日	2,247,620	1,700,045	547,575	2,247,620	1,700,045	547,575
31	7月31日	861,590	1,688,015	△ 826,425	861,590	861,590	0
32	8月7日	21,100	2,170,015	△ 2,148,915	21,100	21,100	0
33	8月14日	183,840	1,199,000	△ 1,015,160	183,840	183,840	0
34	8月21日	6,910	900,000	△ 893,090	6,910	6,910	0
35	8月28日	199,130	1,633,045	△ 1,433,915	199,130	199,130	0
36	9月4日	2,501,980	1,600,030	901,950	2,501,980	1,600,030	901,950
37	9月11日	5,480	2,500,000	△ 2,494,520	5,480	5,480	0
38	9月19日	928,310	3,099,060	△ 2,170,750	928,310	928,310	0
39	9月25日	2,145,260	2,000,000	145,260	2,145,260	2,000,000	145,260
40	10月2日	546,250	1,500,000	△ 953,750	546,250	546,250	0
41	10月10日	648,460	3,370,045	△ 2,721,585	648,460	648,460	0
42	10月16日	511,950	2,780,045	△ 2,268,095	511,950	511,950	0
43	10月23日	8,110	3,800,045	△ 3,791,935	8,110	8,110	0
44	10月30日	196,410	2,725,030	△ 2,528,620	196,410	196,410	0
45	11月6日	498,080	2,980,045	△ 2,481,965	498,080	498,080	0
46	11月13日	228,120	2,155,445	△ 1,927,325	228,120	228,120	0
47	11月20日	3,871,370	2,495,015	1,376,355	3,871,370	2,495,015	1,376,355
48	11月27日	299,000	3,377,790	△ 3,078,790	299,000	299,000	0
49	12月4日	8,502,060	1,000,000	7,502,060	8,502,060	1,000,000	7,502,060
50	12月11日	703,180	2,000,000	△ 1,296,820	703,180	703,180	0
51	12月18日	80,440	1,500,000	△ 1,419,560	80,440	80,440	0
52	12月25日	18,590	2,713,030	△ 2,694,440	18,590	18,590	0
53	12月29日	632,310	2,081,015	△ 1,448,705	632,310	632,310	0
合計金額		79,371,440	97,707,785	△ 18,336,345	79,371,440	36,081,150	43,290,290

注１　「日付」欄は、本件ネット指定口座への入金日（適用欄に口座振替の記載がある場合は当該日）による。

注２　「①入金額」欄は、ＪＲＡ口座から本件ネット指定口座への入金額による。

注３　「②出金額」欄は、ＪＲＡ口座から本件ネット指定口座への入金直後から次の入金までの期間におけるＪＲＡ口座への出金額の合計による。

注４　各金額の「△」は、負数を示す。

別表１－２　節ごとの本件ネット指定口座における入出金の状況及び一時所得の金額の算定（平成30年分）

（単位：円）

節	日付	本件ネット指定口座における入出金の状況			一時所得の金額（特別控除前）		
		①入金額	②出金額	③差引収支（①－②）	④収入金額（①）	⑤収入を得るために支出した金額	⑥差引金額（④－⑤）
1	1月9日	275,810円	2,980,000円	△2,704,190円	275,810円	275,810円	0円
2	1月15日	1,321,980円	1,750,000円	△428,020円	1,321,980円	1,321,980円	0円
3	1月22日	216,970円	1,800,015円	△1,583,045円	216,970円	216,970円	0円
4	1月29日	2,659,040円	1,300,000円	1,359,040円	2,659,040円	1,300,000円	1,359,040円
5	2月5日	323,080円	1,500,000円	△1,176,920円	323,080円	323,080円	0円
6	2月14日	16,402,160円	2,000,030円	14,402,130円	16,402,160円	2,000,030円	14,402,130円
7	2月19日	4,770円	2,000,015円	△1,995,245円	4,770円	4,770円	0円
8	2月26日	1,080円	2,166,645円	△2,165,565円	1,080円	1,080円	0円
9	3月5日	351,460円	2,570,045円	△2,218,585円	351,460円	351,460円	0円
10	3月12日	6,527,790円	2,750,030円	3,777,760円	6,527,790円	2,750,030円	3,777,760円
11	3月19日	6,910円	3,170,090円	△3,163,180円	6,910円	6,910円	0円
12	3月26日	1,676,630円	2,100,000円	△423,370円	1,676,630円	1,676,630円	0円
13	4月2日	200,230円	2,970,045円	△2,769,815円	200,230円	200,230円	0円
14	4月9日	4,898,970円	1,500,000円	3,398,970円	4,898,970円	1,500,000円	3,398,970円
15	4月16日	231,240円	1,000,000円	△768,760円	231,240円	231,240円	0円
16	4月23日	30,320円	3,000,030円	△2,969,710円	30,320円	30,320円	0円
17	5月1日	4,018,700円	2,500,015円	1,518,685円	4,018,700円	2,500,015円	1,518,685円
18	5月3日	380,000円	180,000円	200,000円	380,000円	180,000円	200,000円
19	5月7日	711,500円	2,500,015円	△1,788,515円	711,500円	711,500円	0円
20	5月14日	1,636,810円	2,000,015円	△363,205円	1,636,810円	1,636,810円	0円
21	5月21日	865,620円	1,180,015円	△314,395円	865,620円	865,620円	0円
22	5月25日	72,400円	20,000円	52,400円	72,400円	20,000円	52,400円
23	5月28日	423,880円	3,200,030円	△2,776,150円	423,880円	423,880円	0円
24	6月4日	14,330,170円	1,400,015円	12,930,155円	14,330,170円	1,400,015円	12,930,155円
25	6月11日	1,235,320円	2,550,030円	△1,314,710円	1,235,320円	1,235,320円	0円
26	6月18日	1,340円	2,000,015円	△1,998,675円	1,340円	1,340円	0円
27	6月25日	1,698,870円	2,170,030円	△471,160円	1,698,870円	1,698,870円	0円
28	7月2日	774,900円	2,000,015円	△1,225,115円	774,900円	774,900円	0円
29	7月9日	1,508,190円	2,250,030円	△741,840円	1,508,190円	1,508,190円	0円
30	7月17日	3,700円	1,950,060円	△1,946,360円	3,700円	3,700円	0円
31	7月23日	241,720円	1,500,015円	△1,258,295円	241,720円	241,720円	0円
32	7月30日	1,000円	1,750,030円	△1,749,030円	1,000円	1,000円	0円
33	8月6日	50円	1,750,045円	△1,749,995円	50円	50円	0円
34	8月13日	523,980円	1,800,030円	△1,276,050円	523,980円	523,980円	0円
35	8月20日	1,225,740円	1,000,000円	225,740円	1,225,740円	1,000,000円	225,740円
36	8月27日	313,960円	1,800,000円	△1,486,040円	313,960円	313,960円	0円
37	9月3日	303,200円	1,320,030円	△1,016,830円	303,200円	303,200円	0円
38	9月10日	30,070円	900,030円	△869,960円	30,070円	30,070円	0円
39	9月18日	62,450円	1,180,075円	△1,117,625円	62,450円	62,450円	0円
40	9月25日	122,610円	1,100,015円	△977,405円	122,610円	122,610円	0円
41	10月3日	207,900円	600,000円	△392,100円	207,900円	207,900円	0円
42	10月8日	1,403,470円	850,000円	553,470円	1,403,470円	850,000円	553,470円
43	10月9日	685,410円	1,200,030円	△514,620円	685,410円	685,410円	0円
44	10月15日	2,534,680円	300,000円	2,234,680円	2,534,680円	300,000円	2,234,680円
45	10月22日	330,660円	2,000,000円	△1,669,340円	330,660円	330,660円	0円
46	10月29日	569,050円	1,000,015円	△430,965円	569,050円	569,050円	0円
47	11月5日	23,700円	1,400,060円	△1,376,360円	23,700円	23,700円	0円
48	11月12日	141,950円	1,000,000円	△858,050円	141,950円	141,950円	0円
49	11月19日	8,376,600円	200,000円	8,176,600円	8,376,600円	200,000円	8,176,600円
50	11月26日	2,144,700円	1,500,000円	644,700円	2,144,700円	1,500,000円	644,700円
51	12月3日	195,480円	1,700,015円	△1,504,535円	195,480円	195,480円	0円
52	12月10日	431,810円	1,400,015円	△968,205円	431,810円	431,810円	0円
53	12月17日	206,210円	1,200,015円	△993,805円	206,210円	206,210円	0円
54	12月25日	5,123,130円	1,950,030円	3,173,100円	5,123,130円	1,950,030円	3,173,100円
55	12月29日	400,110円	2,284,030円	△1,883,920円	400,110円	400,110円	0円
合計金額		88,389,480円	93,141,710円	△4,752,230円	88,389,480円	35,742,050円	52,647,430円

注１　「日付」欄は、本件ネット指定口座への入金日（適用欄に口座振替の記載がある場合は当該日）による。

注２　「①入金額」欄は、ＪＲＡ口座から本件ネット指定口座への入金額による。

注３　「②出金額」欄は、ＪＲＡ口座から本件ネット指定口座への入金直後から次の入金までの期間におけるＪＲＡ口座への出金額の合計による。

注４　各金額の「△」は、負数を示す。

別表１－３　節ごとの本件ネット指定口座における入出金の状況及び一時所得の金額の算定（令和元年分）

（単位：円）

節	日付	本件ネット指定口座における入出金の状況			一時所得の金額（特別控除前）		
		①入金額	②出金額	③差引収支（①－②）	④収入金額（①）	⑤収入を得るために支出した金額	⑥差引金額（④－⑤）
1	1月7日	49,140	1,500,000	△ 1,450,860	49,140	49,140	0
2	1月15日	3,050	1,875,515	△ 1,872,465	3,050	3,050	0
3	1月21日	702,570	1,300,030	△ 597,460	702,570	702,570	0
4	1月28日	295,290	960,015	△ 664,725	295,290	295,290	0
5	2月4日	20,440	1,500,015	△ 1,479,575	20,440	20,440	0
6	2月12日	6,050	1,717,390	△ 1,711,340	6,050	6,050	0
7	2月18日	115,670	1,500,015	△ 1,384,345	115,670	115,670	0
8	2月25日	173,580	1,520,060	△ 1,346,480	173,580	173,580	0
9	3月4日	1,700	1,190,045	△ 1,188,345	1,700	1,700	0
10	3月11日	97,200	1,400,000	△ 1,302,800	97,200	97,200	0
11	3月18日	1,182,780	1,950,060	△ 767,280	1,182,780	1,182,780	0
12	3月25日	3,924,940	1,800,030	2,124,910	3,924,940	1,800,030	2,124,910
13	4月1日	204,720	1,500,045	△ 1,295,325	204,720	204,720	0
14	4月8日	240,110	1,450,000	△ 1,209,890	240,110	240,110	0
15	4月15日	4,179,630	2,000,015	2,179,615	4,179,630	2,000,015	2,179,615
16	4月22日	195,730	1,500,000	△ 1,304,270	195,730	195,730	0
17	4月29日	832,880	1,700,015	△ 867,135	832,880	832,880	0
18	5月7日	30,000	1,800,045	△ 1,770,045	30,000	30,000	0
19	5月13日	143,930	2,170,060	△ 2,026,130	143,930	143,930	0
20	5月20日	4,941,120	1,550,015	3,391,105	4,941,120	1,550,015	3,391,105
21	5月27日	815,970	1,800,015	△ 984,045	815,970	815,970	0
22	6月3日	380,150	2,000,000	△ 1,619,850	380,150	380,150	0
23	6月10日	3,546,120	2,000,015	1,546,105	3,546,120	2,000,015	1,546,105
24	6月17日	9,836,030	2,420,075	7,415,955	9,836,030	2,420,075	7,415,955
25	6月24日	294,060	1,960,030	△ 1,665,970	294,060	294,060	0
26	7月1日	20,320	1,620,030	△ 1,599,710	20,320	20,320	0
27	7月8日	1,360	1,950,030	△ 1,948,670	1,360	1,360	0
28	7月16日	1,643,510	1,950,030	△ 306,520	1,643,510	1,643,510	0
29	7月22日	2,602,310	200,000	2,402,310	2,602,310	200,000	2,402,310
30	7月29日	48,330	2,000,060	△ 1,951,730	48,330	48,330	0
31	8月5日	19,010	2,030,060	△ 2,011,050	19,010	19,010	0
32	8月13日	308,440	1,800,030	△ 1,491,590	308,440	308,440	0
33	8月19日	2,356,010	1,500,015	855,995	2,356,010	1,500,015	855,995
34	8月26日	126,600	2,000,030	△ 1,873,430	126,600	126,600	0
35	9月2日	6,554,170	1,000,000	5,554,170	6,554,170	1,000,000	5,554,170
36	9月9日	1,187,550	1,500,030	△ 312,480	1,187,550	1,187,550	0
37	9月17日	214,990	3,500,090	△ 3,285,100	214,990	214,990	0
38	9月24日	864,250	1,700,015	△ 835,765	864,250	864,250	0
39	9月30日	1,238,520	2,100,045	△ 861,525	1,238,520	1,238,520	0
40	10月7日	111,760	2,100,075	△ 1,988,315	111,760	111,760	0
41	10月16日	1,759,220	2,470,090	△ 710,870	1,759,220	1,759,220	0
42	10月23日	10,160	1,550,015	△ 1,539,855	10,160	10,160	0
43	10月28日	212,260	1,900,015	△ 1,687,755	212,260	212,260	0
44	11月5日	1,440	1,900,030	△ 1,898,590	1,440	1,440	0
45	11月11日	270,090	1,500,015	△ 1,229,925	270,090	270,090	0
46	11月18日	770,030	1,500,030	△ 730,000	770,030	770,030	0
47	11月25日	611,960	1,750,045	△ 1,138,085	611,960	611,960	0
48	12月2日	102,000	1,300,045	△ 1,198,045	102,000	102,000	0
49	12月9日	5,080	1,650,060	△ 1,644,980	5,080	5,080	0
50	12月16日	794,320	1,500,015	△ 705,695	794,320	794,320	0
51	12月23日	2,095,610	2,000,000	95,610	2,095,610	2,000,000	95,610
52	12月30日	126,000	2,000,015	△ 1,874,015	126,000	126,000	0
合計金額		56,268,160	90,034,420	△ 33,766,260	56,268,160	30,702,385	25,565,775

注１　「日付」欄は、本件ネット指定口座への入金日（適用欄に口座振替の記載がある場合は当該日）による。

注２　「①入金額」欄は、ＪＲＡ口座から本件ネット指定口座への入金額による。

注３　「②出金額」欄は、ＪＲＡ口座から本件ネット指定口座への入金直後から次の入金までの期間におけるＪＲＡ口座への出金額の合計による。

注４　各金額の「△」は、負数を示す。

別表１－４　節ごとの本件ネット指定口座における入出金の状況及び一時所得の金額の算定（令和２年分）

（単位：円）

節	日付	本件ネット指定口座における入出金の状況			一時所得の金額（特別控除前）		
		①入金額	②出金額	③差引収支（①－②）	④収入金額（①）	⑤収入を得るために支出した金額	⑥差引金額（④－⑤）
1	１月７日	1,784,600	1,900,030	△ 115,430	1,784,600	1,784,600	0
2	１月14日	59,700	3,000,090	△ 2,940,390	59,700	59,700	0
3	１月20日	34,627,760	1,500,000	33,127,760	34,627,760	1,500,000	33,127,760
4	１月27日	1,164,870	1,300,000	△ 135,130	1,164,870	1,164,870	0
5	２月３日	247,230	1,700,000	△ 1,452,770	247,230	247,230	0
6	２月10日	2,417,500	1,750,030	667,470	2,417,500	1,750,030	667,470
7	２月17日	456,120	1,800,030	△ 1,343,910	456,120	456,120	0
8	２月25日	9,015,270	1,000,000	8,015,270	9,015,270	1,000,000	8,015,270
9	３月２日	4,077,080	1,500,000	2,577,080	4,077,080	1,500,000	2,577,080
10	３月９日	3,581,730	1,800,030	1,781,700	3,581,730	1,800,030	1,781,700
11	３月16日	1,800,050	1,500,015	300,035	1,800,050	1,500,015	300,035
12	３月21日	6,151,760	1,300,015	4,851,745	6,151,760	1,300,015	4,851,745
13	３月22日	657,240	1,750,045	△ 1,092,805	657,240	657,240	0
14	３月30日	107,400	1,000,000	△ 892,600	107,400	107,400	0
15	４月１日	96,500	300,000	△ 203,500	96,500	96,500	0
16	４月６日	3,400	2,170,030	△ 2,166,630	3,400	3,400	0
17	４月13日	5,038,340	2,050,030	2,988,310	5,038,340	2,050,030	2,988,310
18	４月20日	510	2,000,000	△ 1,999,490	510	510	0
19	４月27日	361,000	2,500,030	△ 2,139,030	361,000	361,000	0
20	５月７日	2,767,180	1,900,015	867,165	2,767,180	1,900,015	867,165
21	５月11日	27,320	2,150,045	△ 2,122,725	27,320	27,320	0
22	５月18日	651,140	3,270,090	△ 2,618,950	651,140	651,140	0
23	５月25日	223,000	2,000,000	△ 1,777,000	223,000	223,000	0
24	６月１日	507,680	2,000,015	△ 1,492,335	507,680	507,680	0
25	６月８日	145,480	2,000,030	△ 1,854,550	145,480	145,480	0
26	６月15日	599,970	1,500,000	△ 900,030	599,970	599,970	0
27	６月22日	1,800	2,250,075	△ 2,248,275	1,800	1,800	0
28	６月29日	632,200	2,000,000	△ 1,367,800	632,200	632,200	0
29	７月６日	55,420	1,500,015	△ 1,444,595	55,420	55,420	0
30	７月13日	250,880	1,750,030	△ 1,499,150	250,880	250,880	0
31	７月20日	7,800	1,750,030	△ 1,742,230	7,800	7,800	0
32	７月27日	45,800	1,900,030	△ 1,854,230	45,800	45,800	0
33	８月３日	5,877,120	2,100,030	3,777,090	5,877,120	2,100,030	3,777,090
34	８月11日	459,480	2,000,000	△ 1,540,520	459,480	459,480	0
35	８月17日	1,335,840	2,170,015	△ 834,175	1,335,840	1,335,840	0
36	８月24日	200	1,800,015	△ 1,799,815	200	200	0
37	８月31日	5,130	1,900,030	△ 1,894,900	5,130	5,130	0
38	９月７日	1,068,840	1,800,015	△ 731,175	1,068,840	1,068,840	0
39	９月14日	661,640	1,800,045	△ 1,138,405	661,640	661,640	0
40	９月23日	1,321,200	3,850,075	△ 2,528,875	1,321,200	1,321,200	0
41	９月28日	1,848,510	1,800,015	48,495	1,848,510	1,800,015	48,495
42	10月５日	508,660	1,300,000	△ 791,340	508,660	508,660	0
43	10月13日	52,600	1,800,000	△ 1,747,400	52,600	52,600	0
44	10月19日	350	2,280,045	△ 2,279,695	350	350	0
45	10月26日	334,320	1,700,000	△ 1,365,680	334,320	334,320	0
46	11月２日	192,540	1,500,030	△ 1,307,490	192,540	192,540	0
47	11月６日	25,960	100,000	△ 74,040	25,960	25,960	0
48	11月９日	2,080	1,900,030	△ 1,897,950	2,080	2,080	0
49	11月16日	2,613,090	2,100,045	513,045	2,613,090	2,100,045	513,045
50	11月24日	115,900	1,800,000	△ 1,684,100	115,900	115,900	0
51	11月30日	3,087,870	2,500,015	587,855	3,087,870	2,500,015	587,855
52	12月７日	433,210	1,800,015	△ 1,366,805	433,210	433,210	0
53	12月14日	26,920	2,600,060	△ 2,573,140	26,920	26,920	0
54	12月21日	14,785,670	2,000,045	12,785,625	14,785,670	2,000,045	12,785,625
55	12月28日	1,726,380	5,400,045	△ 3,673,665	1,726,380	1,726,380	0
56	12月30日	50,000	150,000	△ 100,000	50,000	50,000	0
合計金額		114,097,240	105,941,320	8,155,920	114,097,240	41,208,595	72,888,645

注１　「日付」欄は、本件ネット指定口座への入金日（適用欄に口座振替の記載がある場合は当該日）による。

注２　「①入金額」欄は、ＪＲＡ口座から本件ネット指定口座への入金額による。

注３　「②出金額」欄は、ＪＲＡ口座から本件ネット指定口座への入金直後から次の入金までの期間におけるＪＲＡ口座への出金額の合計による。

注４　各金額の「△」は、負数を示す。

別表１－５　節ごとの本件ネット指定口座における入出金の状況及び一時所得の金額の算定（令和３年分）

（単位：円）

節	日付	本件ネット指定口座における入出金の状況			一時所得の金額（特別控除前）		
		①入金額	②出金額	③差引収支（①－②）	④収入金額（①）	⑤収入を得るために支出した金額	⑥差引金額（④－⑤）
1	１月６日	146,570	1,700,015	△ 1,553,445	146,570	146,570	0
2	１月12日	90,030	2,738,045	△ 2,648,015	90,030	90,030	0
3	１月18日	1,582,660	1,800,030	△ 217,370	1,582,660	1,582,660	0
4	１月25日	315,120	1,900,030	△ 1,584,910	315,120	315,120	0
5	２月１日	1,171,890	1,700,030	△ 528,140	1,171,890	1,171,890	0
6	２月８日	13,800	1,750,045	△ 1,736,245	13,800	13,800	0
7	２月15日	1,026,570	1,800,030	△ 773,460	1,026,570	1,026,570	0
8	２月22日	96,790	2,000,030	△ 1,903,240	96,790	96,790	0
9	３月１日	574,490	1,800,030	△ 1,225,540	574,490	574,490	0
10	３月８日	7,500	600,000	△ 592,500	7,500	7,500	0
11	３月15日	3,300	1,980,045	△ 1,976,745	3,300	3,300	0
12	３月22日	158,220	2,170,045	△ 2,011,825	158,220	158,220	0
13	３月29日	246,240	2,450,045	△ 2,203,805	246,240	246,240	0
14	４月５日	1,119,100	2,498,045	△ 1,378,945	1,119,100	1,119,100	0
15	４月12日	4,216,980	1,850,015	2,366,965	4,216,980	1,850,015	2,366,965
16	４月19日	708,170	2,800,075	△ 2,091,905	708,170	708,170	0
17	４月26日	876,720	2,200,030	△ 1,323,310	876,720	876,720	0
18	５月６日	4,588,300	2,600,030	1,988,270	4,588,300	2,600,030	1,988,270
19	５月10日	3,431,980	2,000,000	1,431,980	3,431,980	2,000,000	1,431,980
20	５月17日	98,960	2,650,045	△ 2,551,085	98,960	98,960	0
21	５月24日	247,660	1,700,015	△ 1,452,355	247,660	247,660	0
22	５月31日	337,380	2,370,075	△ 2,032,695	337,380	337,380	0
23	６月７日	249,200	2,170,075	△ 1,920,875	249,200	249,200	0
24	６月14日	78,230	1,750,030	△ 1,671,800	78,230	78,230	0
25	６月21日	506,930	1,800,015	△ 1,293,085	506,930	506,930	0
26	６月28日	50	2,150,015	△ 2,149,965	50	50	0
27	７月５日	1,064,580	1,750,045	△ 685,465	1,064,580	1,064,580	0
28	７月12日	12,240	1,950,060	△ 1,937,820	12,240	12,240	0
29	７月19日	271,150	1,650,030	△ 1,378,880	271,150	271,150	0
30	７月26日	170,000	1,500,000	△ 1,330,000	170,000	170,000	0
31	８月２日	572,600	1,250,030	△ 677,430	572,600	572,600	0
32	８月10日	840,660	1,495,060	△ 654,400	840,660	840,660	0
33	８月16日	271,500	800,000	△ 528,500	271,500	271,500	0
34	８月23日	15,800	1,850,075	△ 1,834,275	15,800	15,800	0
35	８月30日	826,150	1,750,030	△ 923,880	826,150	826,150	0
36	９月６日	1,617,220	2,100,060	△ 482,840	1,617,220	1,617,220	0
37	９月13日	154,020	2,000,015	△ 1,845,995	154,020	154,020	0
38	９月21日	138,890	2,830,105	△ 2,691,215	138,890	138,890	0
39	９月27日	1,010,030	2,500,045	△ 1,490,015	1,010,030	1,010,030	0
40	10月４日	1,587,360	1,950,090	△ 362,730	1,587,360	1,587,360	0
41	10月12日	758,470	1,700,000	△ 941,530	758,470	758,470	0
42	10月18日	2,923,480	1,520,075	1,403,405	2,923,480	1,520,075	1,403,405
43	10月25日	2,321,890	1,800,015	521,875	2,321,890	1,800,015	521,875
44	11月１日	165,890	1,500,000	△ 1,334,110	165,890	165,890	0
45	11月５日	56,890	130,000	△ 73,110	56,890	56,890	0
46	11月８日	360,100	1,710,075	△ 1,349,975	360,100	360,100	0
47	11月15日	301,100	1,800,060	△ 1,498,960	301,100	301,100	0
48	11月22日	150,570	2,050,045	△ 1,899,475	150,570	150,570	0
49	11月29日	439,810	1,800,000	△ 1,360,190	439,810	439,810	0
50	12月６日	196,860	1,300,015	△ 1,103,155	196,860	196,860	0
51	12月13日	318,720	1,730,045	△ 1,411,325	318,720	318,720	0
52	12月20日	183,620	1,500,000	△ 1,316,380	183,620	183,620	0
53	12月30日	500,350	1,800,030	△ 1,299,680	500,350	500,350	0
合計金額		39,122,790	98,642,890	△ 59,520,100	39,122,790	31,410,295	7,712,495

注１　「日付」欄は、本件ネット指定口座への入金日（通帳に口座振替の記載がある場合は当該日）による。

注２　「①入金額」欄は、ＪＲＡ口座から本件ネット指定口座への入金額による。

注３　「②出金額」欄は、ＪＲＡ口座から本件ネット指定口座への入金直後から次の入金までの期間におけるＪＲＡ口座への出金額の合計による。

注４　各金額の「△」は、負数を示す。

別表2－1 課税処分等の経緯（所得税等）
（平成29年分ないし令和元年分）

（単位：円）

年分	区分／項目		確定申告	更正処分等	審査請求	裁決
平成29年分	年月日		平成30年3月12日	令和5年3月14日	令和5年6月12日	令和6年5月22日
	①総所得金額		75,575,033	96,970,178	全部取消し	棄却
	内訳	②不動産所得の金額	△ 224,967	△ 224,967		
		③給与所得の金額	75,800,000	75,800,000		
		④一時所得の金額	0	21,395,145		
	⑤分離課税の上場株式等の譲渡所得の金額		1,643,817	1,643,817		
	⑥所得控除の額の合計額		3,955,238	3,221,048		
	⑦納付すべき税額		△ 532,349	9,635,200		
	⑧過少申告加算税の額			1,016,000		
平成30年分	年月日		平成31年3月15日	令和5年3月14日	令和5年6月12日	令和6年5月22日
	①総所得金額		75,800,000	101,873,715	全部取消し	棄却
	内訳	②不動産所得の金額	0	0		
		③給与所得の金額	75,800,000	75,800,000		
		④一時所得の金額	0	26,073,715		
	⑤分離課税の上場株式等の譲渡所得の金額		188,683	780,936		
	⑥所得控除の額の合計額		4,046,933	2,842,146		
	⑦納付すべき税額		△ 735,127	11,888,400		
	⑧過少申告加算税の額			1,266,500		
令和元年分	年月日		令和2年4月13日	令和5年3月14日	令和5年6月12日	令和6年5月22日
	①総所得金額		81,878,032	94,660,920	全部取消し	棄却
	内訳	②不動産所得の金額	1,423,401	1,423,401		
		③給与所得の金額	68,650,000	68,650,000		
		④一時所得の金額	11,804,631	24,587,519		
	⑤分離課税の上場株式等の譲渡所得の金額		5,757	5,757		
	⑥所得控除の額の合計額		5,081,892	3,081,892		
	⑦納付すべき税額		4,662,600	11,454,600		
	⑧過少申告加算税の額			679,000		

注　「不動産所得の金額」欄の△印は、所得金額の赤字（損失）の金額を示し、「納付すべき税額」欄の△印は、所得税等の還付金額を示す。

別表2－2 課税処分等の経緯（所得税等）
（令和2年分及び令和3年分）

（単位：円）

年分	区分 / 項目		確定申告	更正処分等	審査請求	裁決
令和2年分	年月日		令和3年4月13日	令和5年3月14日	令和5年6月12日	令和6年5月22日
	①総所得金額		74,553,474	110,747,796	全部取消し	棄却
	内訳	②不動産所得の金額	1,503,474	1,503,474		
		③給与所得の金額	73,050,000	73,050,000		
		④一時所得の金額	0	36,194,322		
	⑤分離課税の上場株式等の譲渡所得の金額		1,822,937	1,822,937		
	⑥所得控除の額の合計額		4,883,015	2,883,015		
	⑦納付すべき税額		△ 565,846	16,982,300		
	⑧過少申告加算税の額			1,754,000		
令和3年分	年月日		令和4年3月15日	令和5年3月14日	令和5年6月12日	令和6年5月22日
	①総所得金額		74,585,813	78,192,060	全部取消し	棄却
	内訳	②不動産所得の金額	1,535,813	1,535,813		
		③給与所得の金額	73,050,000	73,050,000		
		④一時所得の金額	0	3,606,247		
	⑤分離課税の上場株式等の譲渡所得の金額		4,757,857	4,757,857		
	⑥所得控除の額の合計額		5,209,995	3,675,805		
	⑦納付すべき税額		△ 226,166	2,135,800		
	⑧過少申告加算税の額			236,000		

注　「納付すべき税額」欄の△印は、所得税等の還付金額を示す。

別表４　被告主張額

項目＼年分			平成29年分	平成30年分	令和元年分	令和２年分	令和３年分
総所得金額（②＋③＋④）		①	96,970,178 円	101,873,715 円	94,660,920 円	110,747,796 円	78,192,060 円
内訳	不動産所得	②	△224,967 円	0 円	1,423,401 円	1,503,474 円	1,535,813 円
内訳	給与所得	③	75,800,000 円	75,800,000 円	68,650,000 円	73,050,000 円	73,050,000 円
内訳	一時所得（（ア－ウ－オ）×１/２）	④	21,395,145 円	26,073,715 円	24,587,519 円	36,194,322 円	3,606,247 円
内訳	総収入金額	ア	79,371,440 円	88,389,480 円	109,948,366 円	114,097,240 円	39,122,790 円
内訳	内 本件競馬所得の収入金額	イ	79,371,440 円	88,389,480 円	56,268,160 円	114,097,240 円	39,122,790 円
内訳	収入を得るために支出した金額	ウ	36,081,150 円	35,742,050 円	60,273,328 円	41,208,595 円	31,410,295 円
内訳	内 本件競馬所得に係るもの	エ	36,081,150 円	35,742,050 円	30,702,385 円	41,208,595 円	31,410,295 円
内訳	特別控除額	オ	500,000 円	500,000 円	500,000 円	500,000 円	500,000 円
上場株式等の譲渡所得の金額（A＋B）		⑤	1,643,817 円	780,936 円	5,757 円	1,822,937 円	4,757,857 円
内訳	申告上場株式等の譲渡所得の金額	A	1,643,817 円	188,683 円	5,757 円	1,822,937 円	4,757,857 円
内訳	[redacted]株式の譲渡所得の金額（C－D）	B	0 円	592,253 円	0 円	0 円	0 円
内訳	譲渡収入金額	C	0 円	1,118,534 円	0 円	0 円	0 円
内訳	取得費及び譲渡に要した費用	D	0 円	526,281 円	0 円	0 円	0 円
所得金額から差し引かれる金額（⑦＋⑧）		⑥	3,221,048 円	2,842,146 円	3,081,892 円	2,883,015 円	3,675,805 円
内訳	医療費控除の額（a－b－c）（赤字のときは０円）	⑦	0 円	0 円	0 円	0 円	465,810 円
内訳	支払った医療費の額	a	834,190 円	1,304,787 円	2,121,707 円	2,981,785 円	3,818,660 円
内訳	上記のうち医療費控除の対象外となる金額	b	834,190 円	1,304,787 円	2,121,707 円	2,898,180 円	3,252,850 円
内訳	総所得金額（①）の５％又は10万円のいずれか少ない金額	c	100,000 円	100,000 円	100,000 円	100,000 円	100,000 円
内訳	医療費控除以外の所得控除の合計額	⑧	3,221,048 円	2,842,146 円	3,081,892 円	2,883,015 円	3,209,995 円
課税総所得金額（①－⑥）（1,000円未満切捨て）		⑨	93,749,000 円	99,031,000 円	91,579,000 円	107,864,000 円	74,516,000 円
株式等の課税譲渡所得等の金額（⑤）（1,000円未満切捨て）		⑩	1,643,000 円	780,000 円	5,000 円	1,822,000 円	4,757,000 円
課税総所得金額に対する税額		⑪	37,391,050 円	39,767,950 円	36,414,550 円	43,742,800 円	28,736,200 円
株式等の課税譲渡所得等の金額に対する税額		⑫	246,450 円	117,000 円	750 円	273,300 円	713,550 円
算出税額（⑪＋⑫）		⑬	37,637,500 円	39,884,950 円	36,415,300 円	44,016,100 円	29,449,750 円
復興特別所得税額（⑬×2.1％）		⑭	790,387 円	837,583 円	764,721 円	924,338 円	618,444 円
源泉徴収税額		⑮	28,792,608 円	28,834,119 円	25,725,355 円	27,958,050 円	27,932,328 円
納付すべき税額（⑬＋⑭－⑮）（100円未満切捨て）		⑯	9,635,200 円	11,888,400 円	11,454,600 円	16,982,300 円	2,135,800 円
既に納付（還付）の確定した税額		⑰	△532,349 円	△735,127 円	4,662,600 円	△565,846 円	△226,166 円
差引納付すべき税額（⑯－⑰）（100円未満切捨て）		⑱	10,167,500 円	12,623,500 円	6,792,000 円	17,548,100 円	2,361,900 円
過少申告加算税の額		⑲	1,016,000 円	1,266,500 円	679,000 円	1,754,000 円	236,000 円

注１　②欄の△印は、損失（赤字）の金額を表す。
注２　⑰欄の△印は、還付税額を表す。
注３　「課税総所得金額」欄（⑨）及び「株式等の課税譲渡所得等の金額」欄（⑩）の金額は、千円未満の端数を切り捨てた後の金額である（通則法118条１項）。
注４　「納付すべき税額」欄（⑯）及び「差引納付すべき税額」欄（⑱）の金額は、百円未満の端数を切り捨てた後の金額である（復興財源確保法24条２項）。

名古屋 21-002443

COPY

これは正本である。

令和８年１月２２日

名古屋地方裁判所民事第９部

裁判所書記官　西　岳　清

名古屋 21-002443